

預金債権の差押えと差押債権の特定

清水 宏

一、預金債権に対する包括的差押え

1. 差押債権の特定の必要性

金銭債権に対する強制執行手続の一つとして、債権執行がある（民執143条以下）。債権執行手続においては、執行債権者が、執行債務者の第三債務者に対する金銭債権を差押え、換価し、そこから自己の債権の満足を受けることになる。そこで、執行債権者は手続の開始に当たり、執行機関である管轄裁判所に対して、責任財産である債権に対する差押命令の申立てを行うことになる。この申立ては書面で行う必要があり（民執規1条・21条）、そこには、①執行債権者および執行債務者並びに代理人、②第三債務者、③債務名義、④強制執行の方法、⑤目的債権の種類・額その他これを特定するに足りる事項、⑥債権の一部を差し押さえる場合にはその範囲、を記載しなければならない（民執規133条・21条）¹。

これら申立書の記載事項の内、目的債権、すなわち、差し押さえるべき債権の特定が要求される根拠のひとつは、執行裁判所が目的債権の被差押適格を判断するためであり、今ひとつは、申立てに基づいて発せられた差押命令の送達を受けた債務者及び第三債務者が、どの債権が差し押さえられ、処分禁止及び弁済禁止という効力が生じたかを認識できるようにするためのものである²。

もっとも、債権というものは、不動産や動産とは異なり、観念的な存在である上、公示制度も十分に整備されているとは言えないため、債務者・

第三債務者間の債権債務関係との関係では外部者となる執行債権者にとって、その内容を正確に把握することは極めて困難なことであることが多いのが実情であろう。現行の民事執行法では金銭執行の準備のための財産開示手続（民執 196 条以下）も定められてはいるものの、これはあくまで債務者に開示を求めるものであって、第三債務者にたいしてまで開示を求めるものではない³。そこで、債権差押命令の申立てにおいて、債務者に対して、目的債権についてあまりにも正確な特定を要求することは、かえって、債権執行手続の利用を困難ならしめる過大な要求であって妥当ではない⁴。その一方で、差押債権の特定が不十分であると、債務者及び第三債務者が差し押さえられた債権を認識することができず、特に、第三債務者が債務の弁済を躊躇し、債務不履行責任の危険、あるいは、二重払いの危険を負担しなければならないこととなる可能性をもたらすことになる。

こうした債権執行の特性に鑑み、差押債権の特定は、取引通念上、債務者及び第三債務者が差し押さえられるべき債権を特定識別しうる程度に記載することを要し、かつそれで足りるものと解されている⁵。具体的には、①差押え債権の種類、②発生原因、③発生年月日、④弁済期、⑤給付内容、⑥債権の金額等の全部または一部を表示することによって目的債権の特定が行われることになるが、これらすべてを記載する必要はない。誤認・混同を生じるような他の債権の存在の可能性等との関連において、具体的事情を考慮して、相対的に必要な記載の程度が決まることになる⁶。

なお、差押え債権が特定されていない場合は、特定が差押の効力要件とされていることとの関係上、申立ては不適法として却下される⁷。また、仮に目的債権が特定されていないにもかかわらず、これを看過して差押命令が発された場合、当該差押命令は無効となる⁸。さらに、差押命令が差押えの特定を欠く者であることを理由に無効であることは、執行抗告の抗告理由となり、また、取立訴訟における被告である第三債務者の抗弁事由となる。

2. 目的債権としての預金債権とそれに対する包括的差押え

既述した、債権執行における目的債権の特定の困難さは、それが預金

債権の場合には、往々にして特に深刻である。といのは、一般に、金融機関は守秘義務を理由として、あるいは、預金債権者である債務者からのクレームを回避するため、弁護士照会による場合も含めて、債権者からの問い合わせや調査に応じないことが多く、債権者が預金債権の詳細を把握することが極めて困難なためである⁹。また、一口に預金債権といっても、通貨の違いによって円貨建預金と外貨建預金があり、また、当座預金、定期預金、定期積金、通知預金、貯蓄預金、納税準備預金、別段預金、普通預金など数種類の預金債権の種類があり、さらに、債務者が、同種の預金債権を同時に複数有する場合もあり、加えて、預金先の支店が異なれば別個の預金債権と解されている¹⁰ことが、目的債権の特定を困難なものとしている。こうした事情にもかかわらず、既述のように債権の差押えに際しては、債権の種類等を明示して特定することが求められているため、債権者としては、預金債権の差押えをする場合、言わば当てずっぽうで申立てをせざるを得ないことになる¹¹。そして、こうした債権差押命令の申立てをする場合、該当する預金債権が存在しない、あるいは、存在しても執行債権額に比べてあまりにも僅少であるため、空振りに終わってしまう可能性があり、さらには、それによって自己の預金債権に対する差押えを察知した預金債権者である債務者が、預金の払戻し、そして場合によっては、財産の隠匿を図る可能性もある。こうしたことから、数個の目的債権のすべてを概括的に差し押さえる工夫が試みられることになるのである¹²。

ところで、差し押さえられた各預金債権の総額が、執行債権額を下回る場合には、このような概括的な差押が問題となることはない。これに対して、各預金総額が執行債権額を上回る場合には、いずれの債権が差し押さえられているのか、その特定ができないため、問題となる。すなわち、たとえば、「債務者が第三債務者に対して有する預金債権〇〇円の内、金〇〇円を差し押さえる」、などと単に預金債権と表示したり、あるいは、同一種類の複数口の預金債権が存在する場合に「定期預金債権〇〇円の内、金〇〇円を差し押さえる」、などと預金債権の種類を表示しただけでは、差し押さえるべき債権が特定されたとは言えない¹³。また、「定

期預金債権及び定期積金の順序による返還請求権の内執行債権額に達するまで」という表示も、どの債権についていかなる範囲で差し押さえられたのかを特定することができないため、債権が特定されたとは言えない¹⁴。さらに、複数の債務者らの第三債務者らに対する差押命令申立てを併合する場合、「債務者らが第三債務者らに対して有する預金債権および積立債権その他債務者らが第三債務者らに対して有する一切の債権の内、前期請求権に満つるまでの金額」という表示も、各債務者および第三債務者ごとにどの程度の債権を差し押さえるのかが明らかにされていないため、差押債権の特定が認められない¹⁵。なお、こうした債権の特定性をめぐると問題にくわえて、預金総額が執行債権額を大幅に上回る場合には、超過差押えの禁止（民執 146 条 2 項）にふれる可能性もある¹⁶。

そこで、複数の債権を同時に差し押さえる場合には、どの債権についてどの範囲で差し押さえるのかを明らかにするべく、差し押さえるべき各債権について請求金額を割り振る、いわゆる割付けを行い、「A 債権を金〇〇〇〇円に満つるまで」、「B 債権を金〇〇〇〇円に満つるまで」、「C 債権を金〇〇〇〇円に満つるまで」、差し押さえるという形態をとらなければならないことになる。もっとも、この場合においても、債権者が預金債権の内容を正確に把握することが困難であるため、言わば当てずっぽうに割り振りを行わざるを得ないことになり、差押えが空振りになるリスクが存在する。そこで、債務者の有する預金債権の内容がどのようなものであっても、遺漏なく対応できるような工夫として、「A 債権、B 債権、及び C 債権を、① A 債権、② B 債権、③ C 債権の順序で、金〇〇〇〇円に満つるまで」という表示により被差押債権を特定する方法が行われている¹⁷。この場合、債権者の指定した順序に従って差押えを行い、各債権につき現存するものとして差し押さえられた金額を加算していき、執行債権額に達したところまでが被差押債権となる。そのため、差押命令の表示そのものからは、どの預金債権が差し押さえられたのか、直ちには認識できず、差押債権の特定について疑問を抱く余地もあるが¹⁸、各債権について差押えの順序が付いていれば、抽象的にはあるが被差押債権と他の債権との識別に支障はなく、銀行取引の安全性を害することもないため、特定性に欠け

ることではないとされている¹⁹。

このように、複数の債権またはあるカテゴリーに属する債権全部を掲げ、かつ、その複数の債権に順序を付け、その順序に従って各債権の現実に存在する債権額を加算していき、請求金額に満つるまでのものを差押えの対象とする差押方式を包括的差押えという²⁰。具体的には、ある金融機関の特定の支店に対する預金債権が複数存在する場合、「差押のない預金と差押えのある預金については、先行の差押え・仮差押えのないもの、先行の差押え・仮差押えのあるものの順序、円貨建預金と外貨建預金については、円貨建預金、外貨建預金の順序、数種の預金については、定期預金、定期積金、通知預金、貯蓄預金、納税準備預金、普通預金、別段預金、当座預金の順序、数口の同種の預金については口座番号の若い順序、口座番号が同一の数口の預金がある場合には預金に伏せられた番号の若い順序」などの記載がなされている²¹。こうした包括的差押えについては、迅速かつ確実に債権の差押えを行いたい執行債権者にとっては、とても便宜な方法であるものの、ひとつの債権についての存否・金額に関する判断を誤ると、後順位の債権の差押えの判断の誤りに波及し、また、順序自体についても判断を誤るリスクを第三者に負わせるものであり、差押え対象の具体的確定をめぐる、また、それに伴う二重払いの危険が生じるなど、後日に紛争をもたらすおそれがあるという問題が指摘されている²²。したがって、包括的差押えという方法は、無制限に認められるものではなく、それを許容するだけの一定の合理性が必要である²³。

この点について、各預金債権の発生の基礎となる執行債務者である預金債権者と第三債務者である預金債務者との関係が、法律的・社会的な観点から単一のものと評価される場合である場合に、複数債権の包括的差押えが許容されるとの指摘がなされている。すなわち、金融機関における預金をめぐる債権債務関係は、法人としての金融機関全体で統一的に行われているというよりは、むしろ、各支店ごとに行われているとの実情に鑑み²⁴、当該預金取扱店舗における取引という場合に、複数の預金債権を社会通念上単一と評価でき、また、逆にそれを認めなければ煩瑣である上、差押えの効力を複数債権全体に及ぼしても債務者及び第三債

務者の負担ないし不利益もさほど大きくないことから、包括的差押えが許容されるとするものである²⁵。こうした指摘は基本的に正当であり、一般に異論はないものと思われる²⁶。

もっとも、社会関係の発展に伴い、転居が頻繁に行われることもさほど珍しくない昨今、単純に生活関係の本拠から預金取扱店舗を推測することが困難になっているという実情もあってか、複数の店舗にわたって、包括的差押えを求める債権差押命令なされてきた。具体的な方法²⁷としては、特定の金融機関の支店の内、いくつかを限定して、当該各支店に順位を付けるという限定的支店順位方式、特定の金融機関に対する預金債権の内、複数の店舗に預金債権があるときは、店舗番号の若い順によるという全店一括順位付け方式、ゆうちょ銀行の特定の貯金事務センターに限定して同センターの貯金債権の内、請求債権の額に満つるまで差し押さえるという取扱いセンター限定方式、複数の店舗に預金債権がある場合に、預金債権額合計の最も大きな店舗の預金債権を対象とし、そうした店舗が複数ある場合には、その内支店番号の最も若い店舗の預金債権を対象とする預金額最大店舗指定方式などがある。

これらの内、取扱いセンター限定方式については、実務上、差押債権の特定をめぐる問題はないとされる²⁸。これは、ゆうちょ銀行が全国の一定区域ごとに貯金事務センターを設置して、同センター内の貯金債権を一元的に管理しており、複数の支店にわたって複数の預金債権が存在するような場合でも、センターとの関係では1人の預金債権者に対して1個の預金債権があるものとして扱われることから、実質的には包括的差押えに伴う問題は生じないためである²⁹。

これに対して、限定的支店順位方式、全店一括順位付け方式、あるいは、預金額最大店舗指定方式については、差押債権の特定にかかる第三債務者である金融機関の負担に鑑みて、これらをどこまで許容すべきか否かが問題となっている。

なお、この許容性の問題は、厳密には特定の有無の問題とは異なる問題である。すなわち、包括的差押えにおいては、各債権について全体的順位付けがなされることによって、抽象的にはあるが、どの債権につ

いてどの程度の差押えがなされるかが決するのであって、それでもって他の債権との識別が可能となる以上、差押債権の特定という要件は満たしているものといえるのである³⁰。そこで、複数店舗にわたる包括的差押えの問題は、差押債権の特定にかかる負担を第三債務者に負わせることが許容されるかという問題としてとらえられるべきである。特に、第三債務者の地位は、いわば、「他人間の紛争に巻き込まれた第三者」という側面があり、また、第三債務者が手続運営上不可欠の情報源として重要であるからといって、第三債務者の負担が重いものとなってはならないとの指摘もあり³¹、特定方法が第三債務者に格段の時間や特別の手数を負担させるものであってはならないことは当然である³²。したがって、理論的に突き詰めて考えれば、被差押債権の識別という意味での特定は可能であることを前提に、こうした差押方法を採用することを債権執行制度として許容するべきかという視点から検討されるべき問題なのである³³。

もっとも、債権差押命令の効力は、差押命令が第三債務者に送達されたときに生じること（民執145条4項）をも併せて考慮すると、民事執行規則133条2項に定める差押債権の「特定」については、法の予定する差押命令の効力発生時期と送達を受けた第三債務者による具体的な識別完了時期との間に両者を同一視できないほどの時間的な間隔があってはならず、また、送達後速やかに特定を完了するためには過重な作業を要するものであってはならないことが前提とされているものと解することができる。そこで、複数店舗にわたる包括的差押えが許容性を欠くと評価される場合にも、被差押債権が「特定」を欠くものとして取り扱うことになる³⁴。

二、預金債権に対する包括的差押えの適法性

1. 下級審裁判例の状況

この問題をめぐっては、下級審において肯定・否定双方の裁判例が多数存在し、特に高裁レベルで結論が分かっていたので、まずはそれらを概観しておく。

(1) 債権差押え命令に関する裁判例

(i) 肯定したもの

・裁判例①：東京高決平成 8 年 9 月 25 日判時 1585 号 32 頁、判タ 953 号 299 頁³⁵

〔事案〕 債権者 X は債務者 Y が預金債権を有する 2 つの銀行に対し、それぞれの各支店 3 店舗に順番を付して、その順序に従い、請求債権に満つるまでの債権を差押債権として表示して債権差押命令を申し立てた（限定的支店順位方式）ところ、原審は差押債権の特定を欠くことを理由に却下した。そこで、X が当該決定に対して執行抗告を申し立てた。

〔決定要旨：原決定取消・差戻し〕 複数の支店にまたがって差押債権を表示したとしても、抽象的、論理的にはそれのみでは債権の特定を欠くとはいえない。仮に第三債務者である銀行の本店に差押命令が送達された場合には、該当する取扱店舗全部に速やかに連絡を取り、並行して該当預金を探索すれば、差押えに伴う処理に要する時間は相当程度減縮され、取扱店舗数に比例して増加するものとははいえない。執行債権者としても調査能力に限界があるから、複数の取扱店舗に同時に債権の差押命令をなす必要性にも十分配慮する必要がある。本件申立てのように三店舗を列挙する程度であれば、差押命令受領後、当日中の相当時間内に処理することが可能と認められ、第三債務者である銀行に過度の負担をかけるものとはいえないというべきであり、本件差押命令の申立ては差押債権が特定されている。

・裁判例②：千葉地決平成 19 年 2 月 20 日金法 1805 号 57 頁³⁶

〔事案〕 債権者 X は、債務者 Y が預金債権を有する金融機関の本店及び 14 の支店を列挙し、同一支店扱いの預金に差押えの有無や預金の種別等による順位を付した上で、上記請求債権額に満つるまでの預金債権の差押命令の申立てをした（限定的支店順位方式）。

〔決定要旨：差押命令（確定）〕 千葉県内に本店を有する第二地方銀行の本店および同県の 2 市内に所在する 14 支店に順位を付した預金債権に対する差押えの申立ては、債務者の氏名にふりがなが付され、生年月日が付記されていること、いわゆる限定的支店順位方式の差押命令を受けた

場合に同銀行が預金を特定して口座支払を停止するために行われる手続に関する弁護士会照会に対する回答内容などの本件における事実関係のもとにおいては、差押債権の特定に欠けるものではなく、適法である。

・裁判例③：大阪高決平成19年9月19日判タ1254号328頁、金商1279号14頁³⁷

〔事案〕 債権者Xは、債務者Yが預金債権を有する銀行に対する預金債権を、本店、次いで別紙記載の支店の順位によると指定した上、請求債権を44万5938円と割り付けて差押命令の申立てを行った（限定的支店順位方式）ところ、原審は差押債権の特定を欠くことを理由としてこれを却下した。そこで、Xが執行抗告を申し立てた。なお、本件では、同時に他の2つの金融機関に対する差押命令の申立ても行われているが、それらについては、1つの支店または貯金センターが指定されている。

〔決定要旨：原決定取消・差戻し〕 現今社会一般におけるオンラインシステムの充実の実態を踏まえると、同一の本支店における順位を付しての複数種類の預金差押えと、複数支店間において順位を付する預金差押えとでは、法的観点から見て質的な差はない。検索手法が格段に向上しているIT技術の下にあっても、例えば仮名表記でしか検索し得ないシステムによる場合には、一般に通用する読み仮名で検索すれば足りるものと解すべきである。金融機関においては、顧客管理システムがほぼ確立しているものと認められ支店順位方式による預金債権の表示であっても、第三債務者たる金融機関において差押債権を把握することに支障はなく、第三債務者たる金融機関に過度の負担と危険を負わせることにはならない。本件申立てについては、原告人の指定した銀行の本店及び9の支店の店舗はいずれもさいたま市内にあり、割り付けられた請求債権は44万5938円にすぎない。債務者特定の容易性に関して抗告理由で主張されている債務者の情報も、支店順位方式による差押命令発令に際しては重要な要素である。支店順位方式によることをもって差押債権の特定がないとするのは相当ではない。

・裁判例④：東京高決平成23年1月11日金法1918号109頁、金商1363号37頁³⁸

〔事案〕 債権者 X は、債務者 Y に対し、6 万 2687 円の請求債権に基づき、Y が預金債権を有する Z 銀行の本店営業部及び東京都内に所在する 10 の支店を掲げてこれに順位を付し、また、同一支店扱いの預金に差押えの有無や預金の種別等による順位を付した上で、上記請求債権額に満つるまでの預金債権の差押命令の申立て（限定的支店順位方式）をした。原審は差押え債権の特定を欠くとしてこれを却下したため、X が執行抗告を行った。

〔決定要旨：原決定取消・申立認容〕 第三債務者において、通常想定される業務内容等に照らし、社会通念上合理的と認められる時間と負担の範囲内で、差押えの目的物となる債権を確定することが困難であると認められる場合においては、差押えの目的物となる債権の特定を欠くと解するのが相当である。本件第三債務者は、わが国において最大手の金融機関であり、上記機能を有する顧客情報管理システムを備えている金融機関であると推認でき、本件差押えの目的物となる預金債権の総額も 6 万 2687 円にとどまり、預金の取扱い店舗も東京都中央区に本店を有する本店営業部を始めとして東京都港区及び東京都品川区周辺と近接する 11 の支店であることから、本件第三債務者が差押えの目的物となる預金債権を識別して支払を停止するまでに要する時間と負担は、社会通念上合理的な範囲を超えるものではないと推認される。第三債務者の二重払いの危険等については、善意弁済の保護である民法 478 条の趣旨を類推して第三債務者の免責を認めることで対処するのが相当である。債務不履行責任追及のおそれについても、第三債務者に差押命令が送達されている状況下においては、第三債務者に支払に応じないことについて不履行はないと解するのが相当である。本件申立てにおける差押債権は特定していると認められる。

・裁判例⑤：東京高決平成 23 年 1 月 12 日金法 1918 号 109 頁、金商 1363 号 37 頁

〔事案〕 債権者 X は、100 万円の請求債権に基づき、債務者 Y が預金債権を有する Z 銀行の複数の店舗に預金債権があるときは、支店番号の若い順序によるとし、同一店舗扱いの預金に差押えの有無や預金の種別等に

よる順位を付した上で、上記請求債権額に満つるまでの預金債権の差押命令の申立てをした（全店一括順位付け方式）。原審は差押えの対象が特定識別されているとはいえないとして、本件申立てを却下した。これに対し、債権者が執行抗告をした。

〔決定要旨：原決定取消・申立認容〕 具体的な取扱支店名の特定はない特定方法であっても、第三債務者は差押えの目的となる預金債権とそれ以外の預金債権とを誤認混同することなく識別することはできる。本件の第三債務者は、わが国において最大手の金融機関であり、上記機能を有する顧客情報管理システムを備えている金融機関であると推認でき、本件差押えの目的物となる預金債権の総額は100万円であり、預金の取扱い店舗も第三債務者の複数店舗において、取扱支店名の特定はないが、それに代わる支店番号の若い順序によるとされていることから、本件第三債務者が差押えの目的物となる預金債権を識別して支払を停止するまでに要する時間と負担は、社会通念上合理的な範囲内を超えるものではないと推認される。第三債務者の二重払いの危険等については、善意弁済の保護である民法478条の趣旨を類推して第三債務者の免責を認めることで対処するのが相当である。債務不履行責任追及のおそれについても、第三債務者に差押命令が送達されている状況下においては、第三債務者に支払に応じないことについて不履行はないと解するのが相当である。本件申立てにおける差押債権は特定していると認められる。

・裁判例⑥：東京高裁平成23年3月30日金法1922号92頁、金商1365号40頁

〔事案〕 債権者Xは、125万3321円の請求債権に基づき、債務者がZ1～Z3銀行に対して有する預金債権を差押債権目録に表示して、上記請求債権を、各銀行につき50万円、50万円を、25万3321円と割り付けた上、債務者については、氏名の読み仮名、生年月日、旧住所を付記し、同一支店扱いの預金に差押えの有無や預金の種別等による順位を付した上で、上記請求債権額に満つるまでとして、債権差押命令の申立てをした（全店一括順位付け方式）。なお、Xは、原審書記官からの電話聴取に対し、第三債務者の特定については、現時点では、支店名までの特定は必要では

ないと考えている旨回答したため、原審は、X に対し、命令送達後 14 日以内に第三債務者の取扱支店名及びその住所を補正するように命ずる補正命令を発したが、X はこれに応じなかった。そこで、原審は差押債権の特定を欠くから不適法であるとの理由により、本件申立てをいずれも却下したので、X から執行抗告があった。

〔決定要旨：原決定取消・申立認容〕 抗告人代理人は、相手方が預金口座を有している可能性のある金融機関 8 行（本件の第三債務者を含む。）に対し、住民票で判明した相手方の氏名、ふりがな、生年月日、現住所及び前住所を、相手方を特定する事項として記載した上、相手方の口座開設年月日、支店名、口座番号等を照会する弁護士法 23 条の 2 第 1 項による照会を行ったところ、本件の第三債務者以外の照会先は、照会事項に対する回答を行ったが、第三債務者の内 2 つは相手方の同意が確認できない旨を述べて回答を拒絶し、残る 1 つも取引支店名を特定する必要がある旨述べて回答を拒否したものであり、抗告人は、抗告人として差押債権特定のために考えられる調査を尽くし、本件申立てを行った。債務者の預金の存在、債権額等について全支店の検索等をかける場合、ふりがな、生年月日の記載をすることにより、システムによる検索は相当程度容易になるものであり、本件において抗告人代理人が行った弁護士法照会に対して回答を行った金融機関においては、検索が現実に可能であったものと推認される。本件申立てに係る第三債務者は、いずれも我が国において最大手の金融機関であり、上記各金融機関と同等以上の検索機能を備えた顧客情報管理システムを備えていると推認されること、本件申立てにおいては、抗告人は、システムによる検索を前提として相手方の生年月日、ふりがなを明らかにしていること、抗告人代理人による弁護士法照会に対して第三債務者が回答を拒絶した理由は、相手方の同意が確認できない旨であり、検索の困難性をいうものではないことなどを総合すると、本件申立てに対応して申立てに係る第三債務者が差押えの目的物となる預金債権を識別して支払を停止するまでに要する時間と負担は、社会通念上合理的な範囲内を超えるものではない。本件申立てにおける差押債権は特定していると認められる。

・裁判例⑦：東京高決平成 23 年 6 月 21 日金法 1926 号 122 頁

〔事案〕 債権者 X は、38 万 3053 円の請求債権に基づき、債務者 Y が預金債権を有する 3 つの金融機関につきそれぞれ、12 万円、12 万円、そして 11 万 7893 円と割り付けた上、上記各預金債権について、各金融機関の複数の店舗に預金債権があるときは、支店番号の若い順序による順位を付し、更に同一店舗扱いの預金債権につき差押えの有無や預金の種別等による順位を付して、預金債権の差押えを求めた（全店一括順位付け方式）。原審は、本件各申立ては、差押債権の特定を欠くものとして、これを却下する旨の決定をしたため、債権者は、これを不服として抗告をした。

〔決定要旨：原決定取消・差戻し〕 本件各申立てにおけるような特定方法であっても差押えの目的となる預金債権とそれ以外の預金債権とを誤認混同することなく識別することはできる。顧客の氏名又は商号等に基づき、特定顧客が有している全店舗の預金を速やかに検索できる機能を備えた顧客情報管理システムを現に有している金融機関については、通常想定される業務内容等に照らし、差押えの目的物となる債権を確定することが、社会通念上合理的と認められる時間と負担の範囲内で困難なく行うことができるときには、差押債権の特定がされているものといえることができる。本件の各第三債務者は、いずれも我が国における最大手の金融機関であり、上記機能を有する顧客情報管理システムを備えている金融機関であると推認することができ、本件差押えの目的物となる各預金債権は、それぞれ 12 万円程度と少額であり、預金の取扱店舗も、各第三債務者の複数店舗において、取扱支店名の特定はないが、それに代わる支店番号の若い順序によるとされていることから、本件の各第三債務者が差押えの目的物となる預金債権を識別して支払を停止するまでに要する時間と負担は、社会通念上合理的な範囲内を超えるものではない。第三債務者の二重払いの危険等については、善意弁済の保護を定めた民法 478 条の趣旨を類推して第三債務者の免責を認めることで対処するのが相当であり、また、債務不履行責任追及のおそれについても、第三債務者に差押命令が送達されている状況下においては、第三債務者が債務

者に対して預金の払戻しに応じないことについて債務不履行はないと解するのが相当である。本件各申立てにおける差押債権は特定していると認められる。

・裁判例⑧：東京高決平成 23 年 6 月 22 日判時 2122 号 82 頁、判タ 1355 号 243 頁

〔事案〕 債権者 X は、Z 1～Z 5 の銀行を第三債務者として、債務者 Y が各第三債務者に対して有する預金債権等につき、その取扱店舗ないし貯金センターを特定することなく、差押債権目録に「複数の店舗に預金債権があるときは、支店番号の若い順序による。」と記載して債権差押命令及び転付命令の申立てをした（全店一括順位付け方式）のに対し、原審は差押債権の特定が不十分であるとして申立てを却下する決定をしたため、X は執行抗告をしたものである。なお、X は、抗告審において、弁護士照会への回答結果を受けて Z 1～Z 3 についての申立てを取り下げ、また、Z 4 については、差押債権を特定の貯金事務センター扱いの貯金債権に限定した。

〔決定要旨：原決定取消・抗告認容〕 取扱店舗を特定した上で、先行の差押えの有無、預金の種類、口座番号等により順序を付して差押債権の特定をするような申立てを許容し得るかは、これを認めた場合に銀行等に過度の負担を課することにならないか、これを認めないとしたのでは債権者にとって更なる調査手段がなく、債務者が民事執行を回避することができる結果につながらないかを考慮して判断するのが相当である。その際、銀行等の負担の程度に関しては、本件の第三債務者らのような我が国を代表する金融機関においては、すべての店舗を通じて顧客情報を管理するシステムが確立していると解されることを勘案すべきものである。弁護士法 23 条の 2 に基づく照会がされたにもかかわらず、銀行等が正当な理由なく回答を拒んだときは、債権者としては取扱店舗を特定することができないままで債権差押命令の申立てをせざるを得ない場合があるといえる。本件第三債務者が弁護士法 23 条の 2 に基づく照会に回答しなかったのは、相手方の同意がないことを理由とするものであって、預金の有無等の調査が不可能又は著しく困難であることを理由とす

るものではなく、他の第三債務者らが上記照会を受けて相手方の預金の有無等につき調査を行って回答したことに照らすと、社会通念上合理的と認められる時間と負担の範囲内での調査が十分可能であると解される。差押債権の特定に欠けるところはない。

・その他

これらの他、事案および決定の理由は明らかではないが、全店一括順位付け方式による債権差押命令において、差押債権の特定を肯定し、差押命令を発したものとして、静岡地裁下田支決平成22年8月26日、水戸地裁龍ヶ崎支決平成22年9月28日、および神戸地裁姫路支決平成22年10月12日がある³⁹。

(ii) 否定したもの

・裁判例⑨：東京高決平成5年4月16日高民集46巻1号27頁⁴⁰

〔事案〕 債権者Xは770万723円の請求金額に基づき、債務者Yの有する預金債権について、金融機関の複数の店舗を特定することなく、支店番号の若い順序によるとの順位を付し、更に同一店舗扱いの預金債権につき差押えの有無や預金の種別等による順位を付して、預金債権の差押えを求めた（全店一括順位付け方式）。原審は、本件各申立ては、差押債権の特定を欠くものとして、これを却下する旨の決定をしたため、Xは、これを不服として抗告をした。

〔決定要旨：抗告棄却〕 預金債権の所在場所（取扱店舗）の表示については、金融機関は、法人格としては単一であるとしても、実際の取引は本支店ごとにある程度独立して行っているという実態に即して考察し、かつ、取扱店舗が表示されない差押命令の送達を受けた金融機関においては該当預金を探索するのに相当の時間と手間が掛かるのに対し、執行債権者は自ら強制執行を申し立てて権利の実現を図ろうとする以上多少の困難が伴っても申立てに先立って取扱店舗を調査する程度の負担を負わせられてもやむを得ない立場にあることを併せ考慮すると、債権執行の申立書において預金債権の取扱店舗を具体的に表示することを要求しても不当ではないというべきである。金融関係者が取扱店舗を明示しない差押命令が送達された場合の対応の困難さを指摘している文献も少な

くない。一般的に金融機関の取り扱っている預金債権の数が膨大であることは顕著な事実であり、かつ、預金債権差押えに伴う各種効果により執行債務者が重大な不利益を被る可能性があることに照らせば、金融機関に対する預金債権を他業種の企業に対する債権と区別して取り扱うことに合理性がないわけではない。債権差押命令の送達を受けた金融機関が該当預金を探索している間に預金者に支払をしてしまった場合には民法四七八条によって保護されるからそれでよいというものではない。むしろ債権の特定の問題に起因して弁済の有効性が争われる事態を生じさせないように事前に配慮すべきである。少なくとも本件のように「第三債務者における支店番号の若い支店から順次充当」といった記載で特定性を充たすと解することは困難である。

・裁判例⑩：東京高決平成 12 年 11 月 29 日判タ 1103 号 183 頁

〔事案〕 債権者 X は、債務者 Y の有する預金債権につき、第三債務者 Z 銀行の 7 つの支店を列記して、同一店舗扱いの預金債権につき差押えの有無や預金の種別等による順位を付して、預金債権の差押えを求めた頭書金額である 118 万 1678 円に満つるまでとして債権差押命令を申立てた(限定的支店順位方式)ところ、原審は、被差押債権が特定されていないことを理由に却下した。そこで、X が当該決定に対して執行抗告を申し立てた。

〔決定要旨：抗告棄却〕 取扱店舗をいくつかに絞り込んでその店舗に序列をつける限定的支店順位方式は、その特定性に欠けるとすることもあながち理由のないことではない。預金債権が差し押さえられた場合、第三債務者である銀行としては、速やかに差押債権を特定してその支払を停止するとともにそれ以外の預金債権について支払請求があればこれに応じなければならないのであって、こうした対応を取らざるを得ないこと自体、日常的に大量の預金債権を取り扱っている銀行としては過大な負担を課せられていることになること、それ以上の負担をかけることとなるような差押債権の特定表示方法を認めることは、複数ある支店を特定することなく、支店番号の若い支店から順次充当するというような方法のみならず、限定的支店順位方式であっても、前期の趣旨からすると特

定が不十分とせざるを得ないとすることもまた十分理由があると言わざるを得ないこと、当裁判所の複数の銀行に対する調査嘱託の結果によれば、(1) 各銀行とも預金債権を全部一括して管理することはしていないこと、(2) したがって、当該預金債権の取扱店舗ごとに差押債権の存否を確認していること、(3) 債権差押命令の正本が、当該預金債権の取扱店舗に送達されると、当該店舗において、差押債権の存否を確認し、当日中に処理されているが、その処理時間は、当該債権がひとつであれば、約3分程度であるものの、これが多いと各預金債権ごとに処理するため、相当の時間を要することになること、(4) 債権差押命令が取扱店舗以外の本店又は他の店舗に送達された場合は、各銀行により、その処分の方法は異なり、それぞれ本店に送達されると、これらを当該店舗に送達したり、送達を受けた店舗から他の店舗に対して、債権差押命令の内容を電話等により連絡して支払禁止措置を講ずるなどしていること、(5) こうした取扱はコンピューター等による情報管理のシステム等の導入によっても、4、5年前とほとんど異なっていないこと、債権差押命令に表示された債権が複数存在すれば、差押命令製本の送達を受けた店舗（本店及び支店）は、他の店舗への連絡と同時に自らの差押債権の存否の確認作業をしなければならないことになるから、その事務処理の煩雑さは相当程度になると認められること、取扱店舗が複数ある場合の当該金融機関の負担事務量及びその煩雑さの程度については、各銀行により取扱いが異なり、しかも、これが当該店舗における差押えの対象となる債権の数にも関係するため、その限度を一律に決めることは困難であること、何より自らの権利実現のために強制執行を申し立てようとする債権者が、他人間の紛争に巻き込まれる形となる第三債務者よりも負担を負うことはやむを得ないと考えられること、などからすると、本件のように第三債務者の7支店における預金債権に対する差押命令の送達がされた場合には、各店舗における事務の煩瑣はオンライン網および事務機器の発達を考慮しても相当のものであると推察せざるを得ない。債権執行が定期的かつ画一的になされなければならないという執行実務上の要請をも考慮すると、少なくとも本件のような申立ては、差押債権の特定がされていない。

・裁判例⑪：東京高決平成 14 年 9 月 12 日判時 1808 号 77 頁⁴¹

〔事案〕 債権者 X は、債務者 Y が Z 1 ～ Z 5 銀行に対して有する預金債権に対し、東京都千代田区を所在地とする本店及び支店（それぞれにつき、7 支店、11 支店、10 支店、12 支店、6 支店）について順序を付し、各支店の預金債権の合計で金 393 万 1178 円に満つるまでの差押えを求める申し立て（限定的支店順位方式）をしたところ、原審は、被差押債権が特定されていないことを理由に却下した。そこで、X が当該決定に対して執行抗告を申し立てた。

〔決定要旨：抗告棄却〕 都市銀行の取り扱っている預金債権の数が膨大であることは顕著な事実であること、債権差押命令の送達を受けて差押預金債権を検索している間にある預金債権が差押預金債権か否かの判断をしなければならないという危険を銀行に負わせるのは酷であること、複数の支店の預金債権について定められた順序に従いその合計額が定額になるまで検索するという作業を短時間の内に完了するシステムが各都市銀行に導入されているとは認め難いこと等の事情に照らすと、六ないし一二の支店（本店を含む。）について順序を付し、各支店の預金債権の合計で定額に満つるまでとの特定方法による預金債権の差押えは、第三債務者である都市銀行に過度の負担をかけるというべきであるから、本件差押命令申立ては差押債権の特定がまだまだ十分でないとするのが相当である。

・裁判例⑫：東京高決平成 17 年 6 月 21 日金法 1227 号 48 頁以下

〔事案〕 債権者 X は、債務者 Y の第三債務者 Z に対して有する預金債権について、Z の東京都内の全支店につき、差押債権目録の記載における指示の順序に従って、その合計額が定額に満つるまでという旨の表示をした債権差押命令を申し立てた（全店一括順位付け方式）ところ、原審は、被差押債権が特定されていないことを理由としてこれを却下した。そこで、X が執行抗告を申し立てた。

〔決定要旨：抗告棄却〕 本件の第三債務者のような都市銀行等の金融機関が取り扱っている預金債権の量は膨大なものであることが明らかとなる、上記のとおり、金融機関の本店に差押命令が送達されると、直ち

に、東京都内の全支店においても差押命令の効力が生じ、差押債権の存否を調査中であっても、債務者から預金の払戻しを求められた場合には各支店ではこれに応ぜざるを得ず、常に二重払の危険にさらされること、東京都内全支店の預金債権について、本件差押債権のように定められた順序に従ってその合計額が定額に満つるまで検索するという作業を短時間の内に完了するシステムが都市銀行等の金融機関に整備されているとは認め難いこと等の事情を考慮すると、本件差押債権のような差押債権の特定方法では、第三債務者である都市銀行等の金融機関に過度の負担と危険を負わせるものといわざるを得ず、したがって、本件一括記載では差押債権の特定として不十分というべきである。名寄せのシステムは、預金保険機構が付保預金を確定するためのものであって、金融機関が預金債権の差押えに対応するために名寄せすることを予定したものではない。本件差押債権には外貨建預金が含まれているところ、預金保険制度においては外貨建預金は保護の対象とはされていないなど、それぞれの対象となる預金の種類も異なることなどからすると、当然に、本件一括記載により表示された本件差押債権の検索作業を短時間の内に完了させることが可能であると認めることは困難であり、第三債務者である金融機関にこのような負担と危険を受忍すべきであるとは到底いい難い。本件一括記載による本件差押債権の特定は不十分である。

・裁判例⑬：高松高決平成 18 年 4 月 11 日金法 1243 号 12 頁⁴²

〔事案〕 債権者 X は、債務者 Y が預金債権を有する Z 1・Z 2 銀行および Z 3 信用金庫に対する預金債権の差押命令の申立てにおいて、差押債権として、それぞれの本店を含む複数の支店に順序を付した預金債権を記載した（限定的支店順位方式）ところ、原審は、差押債権の特定を欠くことを理由に却下した。そこで、X が執行抗告を申し立てた。

〔決定要旨：抗告棄却〕 金融機関が預金債権につき差押命令を受けた時点において、預金者に対し貸金債権等を有していたからといって、金融機関が必ず相殺の処理をするとは限らず、当然に相殺されることを前提に、当該預金者の全預金の口座を一時的に支払停止の措置を講ずべきであると解することはできない。預金保険法上、整備が求められているデー

データベースは、金融機関が自ら預金者データを選別し、差押債権に該当する場合には即座にその支払を停止することができるように構築されたシステムとは認められない。金銭債権に対する強制執行は、強制執行の対象となる金銭債権の債務者（第三債務者）の手續協力が必要であると考えられ、第三債務者の債務者に対する弁済禁止効は、民事執行手続上の手續協力義務の観点から課された義務であると解される。そして、かかる手續協力義務を超えて、実体法上生じうる危険を第三債務者に負担させることまで民事執行法が容認しているものとは解されない。

・裁判例④：東京高決平成 18 年 7 月 18 日金法 1801 号 56 頁⁴³

〔事案〕 債権者 X は、債務者 Y 1・Y 2 に対して、それぞれ 2677 万 9826 円および 892 万 6311 円の債権を有しているところ、Y 1 らが第三債務者 Z 1・Z 2 銀行に対して有する預金債権及び貯金債権につき、Z 1 の東京都内及び神奈川県内の 32 の支店に順序を付して、Y 1 につき債権額の内 1677 万 9826 円、および Y 2 につき 642 万 6311 円に満つるまでとし、また、Z 2 の全国の 11 の貯金事務センターに順序を付して、Y 1 につき債権額の内 1000 万円、および Y 2 につき 250 万円に満つるまでとした上、同一店舗扱いの預金債権につき差押えの有無や預金の種別等による順位を付して、債権差押申立てを行った（限定的支店順位方式）ところ、原審は差押債権の特定を欠くとしてこれを却下した。そこで、X が執行抗告を行った。

〔決定要旨：抗告棄却〕 預金債権差押命令の送達を受けた金融機関は、速やかに差押債権を調査して把握し、差押えの効力の及ぶ部分について支払を停止するとともに、差押えの効力の及んでいない部分については払戻請求があればこれに応じなければならないこと、金融機関は、上記の調査中に、ある預金債権の払戻請求があった場合、速やかに差押債権を把握できなければ、二重払いの危険や債務不履行責任の危険にさらされることになること、都市銀行、日本郵政公社等の金融機関の取り扱っている預金債権の量は膨大である上、実際の取引ないし顧客管理は各取扱店舗ごとにある程度独立して行われていること、複数店舗ないし全本支店が包括的に対象とされる場合は、差押債権を把握するためには、対

象とされた店舗相互間での緊密な連絡と確認作業を要すること、差押債権を個別にではなく順位付けによって特定する場合は、必然的に一つの債権についての差押えの存否や範囲の判断の誤りが後順位のすべての債権についての差押えの存否や範囲の判断の誤りに波及するところ、この危険も順位付けの対象となる債権の数が増えれば増えるほど大きくなることなどの諸事情を勘案すると、取扱店舗の特定を欠く場合は、金融機関に過度の負担を負わせるものといわざるを得ない。預金保険制度に関連するシステムは、債権差押手続に係る預金債権調査の実務に直接的にリンクしているものとはいえないし、債権差押の処理のために、第三債務者である金融機関がコストをかけて、当該システムを稼働させなければならない義務まではないともいえる。預金保険制度下における名寄せのためのシステムが整備されたというだけでは、金融機関において格別の負担なく速やかに差押債権を調査把握できるようになったということは困難である。預金債権を特定し、裁判所に回答するまでに要する最長時間は、数時間から数日以上かかることが予想され、その間、預金者からの払戻請求に対して、支払を停止するか否かという困難な問題に直面することになる。金融機関が負う債務不履行責任や二重払いの危険については、法的責任の軽減や民法478条の類推適用等により解決すべきであるとの見解は、採用できない。限定的支店順位方式による本件差押命令申立ては、第三債務者である金融機関に過度の負担を負わせるものであって、各金融機関において格別の負担を伴わずに調査することによって当該債権を他の債権と誤認混同することなく認識し得る程度に表示されているとはいえない「差し押さえるべき債権を特定するに足りる事項」が明らかにされていないものといわざるを得ない。

・裁判例⑮：東京高裁平成23年3月31日金法1922号92頁、金商1365号40頁

〔事案〕 債権者Xが、債務者Yの有する預金債権等につき差押命令を求めるところ、第三債務者Z銀行の個別の支店を特定することなく複数の店舗の預金を対象とし、かつ、支店番号の若い順序と定め、支店毎に差押債権を割り付けずに申し立てた（全店一括順位付け方式）。原審は差押債

権の特定を欠くとしてこれを却下したため、債権者が執行抗告を行った。〔決定要旨：抗告棄却〕 二重払いの危険について民法 478 条の債権の準占有者に対する弁済として保護される旨の原告人の主張は失当である。金融機関にいわゆる名寄せのシステムが存在するからといって、金融機関に検索の負担をかけることがないということとはできない。そして、本件申立てのような取扱店舗を特定しない差押命令の申立てを一般的に許容すると、預金債権の探索的な利用を幅広く認めることになり、他の競合する差押債権者又は債権譲受人との間の均衡上の問題もあって相当でない。債権者は、自らの債権の満足を図るべく、差押命令の申立てをしているのであるから、その債権回収のために相応の負担が伴うのは当然のことである。

・裁判例⑩：東京高決平成 23 年 4 月 28 日金法 1922 号 87 頁

〔事案〕 債権者 X は、債務者 Y の第三債務者 Z 銀行に対して有する預金債権の差押命令を申し立てたが、その申立書において、差押え債権の表示について預金の取扱店舗を特定することなく、「複数の店舗に預金債権があるときは支店番号の若い順序による」と記載した（全店一括順位付け方式）。原審は被差押債権の特定を欠くことを理由としてこの申立てを却下したため、債権者が執行抗告をした。

〔決定要旨：抗告棄却〕 預金債権の管理が原則として取扱店ごとに行われていることから、差し押さえられた債権の特定が差押命令の送達を受けた取扱店内での作業にとどまっていた従来の前記便法とは異なり、複数支店相互の作業による特定が必要となる。仮に支店間支店番号順序方式による債権差押えが認められることとなれば、債権者は、債務者の預金債権の存在の蓋然性の調査をまったく行わないで適宜の銀行を第三債務者として債権差押えの申立てをすることが可能となるが、そうすると、申立債権者において調査の労力を負担することなく、差押命令の送達を受けた銀行の負担において預金債権の有無及び内容を上記のとおり調査し、第三債務者として裁判所に報告することが義務付けられることとなり、第三債務者である銀行に不相応な負担を負わせることとなる。顧客情報システムの有無にかかわらず、支店間支店番号順序方式は、差押え

の申立債権者と第三債務者とのバランスを失するものであって、公平さと適正さを欠くものである。財産開示手続が不十分ではないかという問題点にどう対処するかは、我が国の執行手続一般の問題であって、預金債権の差押えにおける第三債務者である銀行の負担のみに頼って解決を図るべきものではない。預金債権差押えにつき、支店を一つに特定せず、支店間支店番号順序方式によってされた本件債権差押えの申立ては、差し押さえるべき債権の特定を欠く。

・裁判例⑰：東京高決平成 23 年 5 月 16 日判時 2111 号 38 頁、判タ 1347 号 248 頁⁴⁴

〔事案〕 債権者 X は、債務者 Y が Z 1 ～ Z 3 銀行に対して有する預金債権について差押命令を申し立てたが、その申立書において、差押え債権の表示について預金の取扱店舗を Z 1 ～ Z 3 についていずれも特定することなく、「複数の店舗に預金債権があるときは支店番号の若い順序による」と記載した（全店一括順位付け方式）。原審は被差押債権の特定を欠くことを理由としてこの申立てを却下したため、X が執行抗告をした。

〔決定要旨：抗告棄却〕 預金債権の管理が原則として取扱店ごとに行われていることから、差し押さえられた債権の特定が差押命令の送達を受けた取扱店内での作業にとどまっていた従来の前記便法とは異なり、複数支店相互の作業による特定が必要となる。仮に支店間支店番号順序方式による債権差押えが認められることとなれば、債権者は、債務者の預金債権の存在の蓋然性の調査をまったく行わないで適宜の銀行を第三債務者として債権差押えの申立てをすることが可能となるが、そうすると、申立債権者において調査の労力を負担することなく、差押命令の送達を受けた銀行の負担において預金債権の有無及び内容を上記のとおり調査し、第三債務者として裁判所に報告することが義務付けられることとなり、第三債務者である銀行に不相応な負担を負わせることとなる。顧客情報システムの有無にかかわらず、支店間支店番号順序方式は、差押えの申立債権者と第三債務者とのバランスを失するものであって、公平さと適正さを欠くものである。財産開示手続が不十分ではないかという問題点にどう対処するかは、我が国の執行手続一般の問題であって、預金

債権の差押えにおける第三債務者である銀行の負担のみに頼って解決を図るべきものではない。預金債権差押えにつき、支店を一つに特定せず、支店間支店番号順序方式によってされた本件債権差押えの申立ては、差し押さえるべき債権の特定を欠く。

・裁判例⑱：東京高決平成 23 年 5 月 18 日金法 1926 号 112 頁

〔事案〕 債権者 X らは、債務者 Y の有する預金債権の差押えを求めた。その際、X らは、別紙差押債権目録記載のとおり、第三債務者 Z 銀行の本店並びに東京都内にある 16 の支店及び出張所に順序を付して、預金債権の差押えを求めた（限定的支店順位方式）。原審は差押え債権の特定がないものとしてこれを却下したため、X らが執行抗告を申し立てた。

〔決定要旨：抗告棄却〕 預金債権については、第三債務者である金融機関の取扱支店ごとに預金債権を特定して差押えの申立をすべきであり、取扱支店ごとに預金債権を特定しない方法（取扱店舗並びに東京都内にある 16 の支店及び出張所に特定してそれらに順序を付すことによる特定方法）による申立ては、第三債務者である金融機関に格別の負担を負わせるものであり、不特定である。預金債権はすべて電子計算機によって管理されており、銀行の支店の顧客情報は電磁的記録によって保管され、支店の各電子計算機が回線によって結ばれていることは公知の事実であるが、そうであるからといって、複数の支店について、差押命令の順序にしたがって、差押債権額に満つるまで、順次、差押えの対象となる預金債権を確認することが容易であるとまで認めることはできない。同種の債権を有する多数の債権者が一斉に債権差押命令を申し立てる場合、通常にもまして、金融機関の負担が格別なものとなる。債権者と債務者の関係から、債権者がどのような金融機関のどの支店に預金口座を有していることを推測することがおよそ不可能ということとはできない。

・裁判例⑲：仙台高秋川決平成 23 年 5 月 18 日金法 1926 号 106 頁、金商 1376 号 26 頁

〔事案〕 債権者 X は、債務者 Y に対しする 40 万 1260 円の債権の内、Y が第三債務者である Z 1～Z 3 銀行に対し有する預金債権につき目録記載の順序で、各 15 万円、15 万円、10 万 1260 円に、それぞれ満つるまでの

債権を差し押さえる旨の本件差押命令申立てをした。Xは、目録において、支店数を限定せずに、複数の店舗に預金債権があるときは、支店番号の若い順序により預金を差し押さえるとして、差し押さえるべき債権を指定した（全店一括順位付け方式）。原審は、差押債権が特定されているとはいえないとして、本件差押命令申立てを却下したところ、Xが執行抗告した。

〔決定要旨：抗告棄却〕 C I Fシステムによって電子的に顧客管理を行っていることは、必ずしも、各銀行が本件方式による差押えを迅速に実施できることを意味しない。二重払いの危険の問題は民法478条により保護されるか否かが不明である上、仮に保護されるとして同条による保護のみで銀行の責任問題が回避できるか否かは即断できない。全国の銀行が、本件方式による差押命令を適切に処理できる体制にあると認めることはできない。弁護士法23条の2による照会を受けた者は、照会内容に関し守秘義務がある場合、照会に応じることがこれに反しないか審査することが想定されるのであって、その審査の実情が不明な状況下において、直ちに差押債権者の要請を重視して差押債権の特定の程度を緩和すべきものと判断することはできない。

・裁判例⑳：東京高決平成23年6月6日金商1376号22頁、金法1926号120頁

〔事案〕 債権者Xは、差押債権とするY名義の預金債権につき、Z1～Z4銀行の各第三債務者の複数の店舗に預金債権がある場合には支店番号の若い順に従うとし、同一店舗扱いの預金債権については、差押えの有無やその種別等による順位を付した上で、差押命令を求めた（全店一括順位付け方式）。原審は、差押債権の特定がされているものと認めることはできないとして、本件申立てを却下した。そこで、Xが執行抗告を申し立てた。

〔決定要旨：抗告棄却〕 調査嘱託の結果によれば、本件申立てのような、すべての支店につき網羅的に行う差押えでは、第三債務者が支払停止の措置を執るまでには相当の手間や時間を要すると考えられる。金融機関が、取引のある支店についての預金額を把握し、第三債務者の陳述書を提出

されたことがあるからといって、第三債務者の過度の負担がなかったといえるものではない。顧客情報システムを有しているとしても、これが、どのような機能を有し、これを用いると、どの程度の時間で、どれだけの作業を行えるのかについては、これを明らかにする確たる資料はない。金融機関たる第三債務者の数の店舗に対し、これに順位を付した差押命令が認められた裁判例は、特定地域の少数の支店の預金又は本店及び特定地域の少数の支店の預金を差押えの対象としたもので、すべての支店の預金を網羅的に対象とする本件申立てとは事案が異なり、第三債務者の負担が同程度とは考えにくい。

・裁判例②：東京高決平成 23 年 6 月 14 日金商 1376 号 29 頁、金法 1931 号 36 頁

〔事案〕 債権者 X は、債務者 Y の取引金融機関である Z 1 ～ Z 3 銀行に対する預金債権の差押命令及び転付命令を求めた。本件差押命令申立てにおいては、差押えの目的物となるべき預金債権の表示につき、Z 1 らのすべての支店について順位を付し、次いで複数の種類の預金を掲げてこれに順位を付しており、支店ごとに差押債権を割り付けておらず、それに伴い差押命令の送達場所を各第三債務者ごとにその本店一か所としている（全店一括順位付け方式）。原審は、差押債権の特定がされているものと認めることはできないとして、本件申立てを却下した。そこで、X が執行抗告を申し立てた。

〔決定要旨：抗告棄却〕 顧客管理情報システムによって該当する預金債権の存否を確認することができるとしても、取扱店における業務の独立性に照らせば、本店の担当部署から連絡を受けた取扱店においても当然債務者との間の取引内容を確認することになると推認され、当該金融機関においては、負担が増大することになる。本件第三債務者らのように、各地に多数の取扱店を有する大規模な金融機関の場合、その取り扱っている預金債権の量は膨大であるから、全店一括順位付け方式による場合、差押命令が本店の法務部等特定の担当部署に集中して送達されることになるのであって、その件数が多数に及び、預金債権の照会のための作業が当該担当部署の通常業務に多大な支障を来し、各差押命令の対応にさ

らに長時間を要する事態が生じるであろうことも容易に予想される。

これらの事情に照らせば、本件第三債務者らが、社会通念上合理的と認められる時間と負担の範囲内で差押えの目的物となる債権を確定することができるとは認められないと言わざるを得ない。差押債権目録上で債務者の氏名を仮名表記したり、債務者の生年月日を特定したりする措置をとっても、その前後に行われる金融機関内部における差押命令の転送作業や本店における担当部署と各取扱店との間の連絡・確認作業の負担が変わりはない。債権の特定を欠くとの評価は、第三債務者が弁護士法23条の2に基づく照会請求に応じたか否かによって異なるものではない。第三債務者が二重払い又は債務不履行責任の発生の危険を負うおそれについて、民法478条によることが可能であるとしても、第三債務者の負担が小さいということとはできない。

・裁判例②：東京高決平成23年6月30日金法1926号126頁

〔事案〕 債権者Xは、債務者Yの取引金融機関であるZ1～Z5銀行に対する預金債権の差押命令及び転付命令を求めた。本件差押命令申立てにおいては、差押えの目的物となるべき預金債権の表示につき、Z1らのすべての支店について順位を付し、次いで複数の種類の預金を掲げてこれに順位を付している（全店一括順位付け方式）。原審は、差押債権の特定がされているものと認めることはできないとして、本件申立てを却下した。そこで、Xが執行抗告を申し立てた。

〔決定要旨：抗告棄却〕 金融機関の顧客管理システムの設計や検索機能はそれぞれ異なり、検索機能を有する部署の数、そもそも担当部署の有無などについても金融機関ごとの個体差が大きく、差押債権たる預金債権の取扱店が複数店にわたる1つの差押命令が送達された場合、実際に各金融機関がどのような手順で預金の有無を照会するかは様々であり、これに伴い、口座支払がシステム上停止されるまでの時間は、かなりの幅がみられる上、第三債務者である金融機関は、預金債権の取扱店が複数店にわたる1つの差押命令の送達を受けると、速やかに、支店番号の若い順序に預金の有無を検索し、該当する店舗について、その取引内容を、当日の新規開設や取引状況、相殺処理及び手形決済処理などを含めて確

実務に支障を来したり、過度の負担を強いることはないと解される。金融機関にとっても、各支店ごとに個別に申し立てられ、これに基づき発せられた仮差押命令に個別に対応する事務の量や煩雑さに比して、上記システム利用による事務の方が負担がかえって少ないとも考えられることによれば、本件において仮差押え債権の特定を欠くとはいえない。

・裁判例②④：東京高決平成 17 年 10 月 5 日判タ 1213 号 310 頁、金法 1765 号 55 頁⁴⁶

〔事案〕 債権者 X は、債務者 Y が Z 1 ～ Z 3 銀行に対して有する預金債権について、Z 1 に対しては、被保全債権額の内 105 万円に満つるまで、本店を第 1 順位とし、第 2 順位以下の順序を付して同銀行の埼玉県に所在する支店 13 店を、Z 2 に対しては、被保全債権額の内、40 万円に満つるまで、同銀行の本店を第 1 順位とし、第 2 順位以下の順序を付して同銀行の埼玉県に所在する 17 支店を、Z 3 に対しては、被保全債権額の内 56 万 1400 円に満つるまで、同銀行の本店を第 1 順位とし、第 2 順位以下の順序を付して同銀行の埼玉県に所在する 14 支店を、それぞれ掲げた債権仮差押申立てをした（限定的支店順位方式）ところ、原審は、そのような記載は仮差押債権の特定としては不十分であるとして、同申立てを却下した。そこで、X が即時抗告を申し立てた。

〔決定要旨：原決定取消差戻し〕 銀行取引は本支店ごとにある程度独立に行っているという実態があるにせよ、同一法人における本店と支店の関係にすぎない上、第三債務者である銀行本店は、現在、オンラインの稼働状況に照らして、顧客管理システムがほぼ確立しているとみられ、金融機関の本店及び全支店にある顧客の預金につき、顧客の名義ごとに全預金口座リストが迅速に金融機関によってオンラインによって作成されるいわゆる名寄せシステムが整備されていることが予定され、このシステムを債権差押え等の際に利用することが禁止されているわけではない。複数の支店にまたがって仮差押債権を表示したとしても、それらの店舗に順位が付されている限り、いずれの店舗のものであるかは特定が可能であり、したがって、仮差押債権の特定を欠くとはいえない。第三債務者の複数支店についても、埼玉県内の支店に限定しているのである

から、これにより、著しく第三債務者に過重な負担を課すことにはならない。各店舗ごとに仮差押債権を割り付ける必要があると解するときは、一般に執行債権者に対し、不利益を強いることになり、その不利益部分に関する限り、法律上の根拠もないのに執行不能財産を設けることにもなりかねないというべきである。二重払いの危険については、事案に応じて銀行の関係者に対する債務不履行責任又は不法行為責任等の法的責任を軽減したり、民法 478 条の適用又は類推適用により第三債務者の保護を図ることにより解決すべきである。

・裁判例㊟：東京高決平成 18 年 6 月 19 日判時 1937 号 91 頁、判タ 1222 号 306 頁⁴⁷

〔事案〕 債権者 X は、137 万 5000 円の債権を保全するため、これを 70 万円と 67 万 5000 円に割り振り、被保全債権の内 70 万円については、第三債務者 Z 1 銀行に対し、同銀行の新宿及び池袋周辺に所在する 6 支店を掲げてこれに順位を付し、また、同一支店扱いの預金に差押えの有無や預金の種別等による順位を付して、これらの各取扱い支店、各預金の順位に従い同金額に満つるまでの預金債権を仮差押えの目的物となる預金債権として仮差押えを申し立てた。また、67 万 5000 円については、第三債務者 Z 2 銀行に対し、同銀行の新宿及び池袋周辺に所在する 3 支店を掲げてこれに順位を付し、また、同一支店扱いの預金に差押えの有無や預金の種別等による順位を付して、上記同様にこれらの順位に従い同金額に満つるまでの預金債権を仮差押えの目的物となる預金債権として仮差押えを申し立てた（限定的支店順位方式）ところ、原審は仮差押えの目的となる債権の特定を欠くとしてこれを却下した。そこで、X が即時抗告を申し立てた。

〔決定要旨：抗告棄却〕 第三債務者につき通常想定される業務内容等に照らし、社会通念上合理的と認められる時間と負担の範囲内で、第三債務者において仮差押えの目的物となる債権を確定することが困難であると認められる場合においては、当該仮差押命令申立ては、仮差押えの目的物となる債権の特定を欠くこととなると解することが相当である。本件仮差押命令申立てにおける仮差押えの目的物となる債権の表示は、銀

行の6支店及び3支店扱いの預金債権を仮差押えの目的物とし、支店ごとに順位を付し、また、各支店扱いの預金の間にも順位を付して、これらの順位に従い仮差押債権額に満つるまでの預金として仮差押えの目的物となる預金の範囲を特定するものであるところ、このような特定方法によれば、仮差押えの目的物となる預金を他の預金債権と混同することなく識別することが可能であると認めることができる。本件各第三債務者は、いずれもわが国における最大手の金融機関であるから、上記機能を有する顧客情報管理システムを有していると推認することができることに加え、本件仮差押えの目的物となる預金債権の総額が70万円及び67万5000円にとどまり、預金の取扱い店舗も新宿及び池袋周辺に近接する6店舗及び3店舗となっていることからすれば、本件各第三債務者が本件仮差押えの目的物となる預金債権を識別して支払を停止するまでに要する時間と負担は、社会通念上合理的な範囲内を超えるものではない。第三債務者に仮差押命令が送達された後、並び替え及び連絡等に要する時間内に預金の引出しが行われる事態については、民法478条の法理により第三債務者の免責を認めることによって対処すべきである。本件仮差押命令申立てにおいては、同一店舗扱いの預金債権については、流動性の低いものを先順位としていること、また、仮差押えの目的となる債権額も低額にとどまるものであって仮差押債務者にとって重大な支障を受けることなく事後的な対応が可能な金額であること、さらには、支店間の順位を預金の種類間の順位に優先させることについて抗告人が固執していたとは認められず、本件仮差押命令申立てに、あえて決済手段となる預金を先行させて仮差押えの目的物とすることによって仮差押債務者に損害を与えたり圧力をかけることを目的とする濫用的な意図の存在もうかがえないことからすれば、流動性の低い預金に先行して決済手段となる預金を仮差押えする事態が生じる可能性を理由として、本件仮差押命令申立てにおける保全の必要性を否定することは相当ではない。仮差押命令の要件である仮差押命令の必要性とは、強制執行をすることができなくなるおそれ又は強制執行をすることに著しい困難を生ずるおそれをいい、これは債務名義を取得していない債権者側の事情であって、上記

の債務者への配慮が、直ちに仮差押命令の申立てを却下する理由となるものではない。本件債権仮差押命令申立ては、仮差押えの目的物となる債権の特定を欠くものとは認められず、また、仮差押えの目的物となる預金債権の順位との関係において保全の必要性を欠くものともいえない。

(ii) 否定したもの

・裁判例②⑥：東京高決平成 17 年 6 月 7 日金法 1227 号 48 頁⁴⁸

[事案] 債権者 X は、債務者 Y に対する債権の執行を保全するため、Y の第三債務者 Z 銀行に対する預金債権を仮に差し押さえるとの裁判を求める債権仮差押命令の申立てを行った。本件差押命令申立てにおいては、差押えの目的物となるべき預金債権の表示につき、Z のすべての支店について五十音順で順位を付し、次いで複数の種類の預金を掲げてこれに順位を付している（全店一括順位付け方式）。原審は、差押債権の特定がされているものと認めることはできないとして、本件申立てを却下した。そこで、X が執行抗告を申し立てた。

[決定要旨：抗告棄却] 本件の第三債務者のような都市銀行等の金融機関が取り扱っている預金債権の量は膨大なものであることが明らかなどころ、金融機関の本店に仮差押命令が送達されると、直ちに、全支店においても仮差押命令の効力が生じ、仮差押債権の存否を調査中であっても、債務者から預金の払戻しを求められた場合には各支店ではこれに応ぜざるを得ず、常に二重払の危険にさらされること、②全支店の預金債権について、本件仮差押債権のように定められた順序に従ってその合計額が定額に満つるまで検索するという作業を短時間の内に完了するシステムが都市銀行等の金融機関に整備されているとは認め難いこと等の事情を考慮すると、本件仮差押債権のような仮差押債権の特定方法では、第三債務者である都市銀行等の金融機関に過度の負担と危険を負わせるものといわざるを得ない。本件仮差押債権の場合は、名寄せにとどまらず、本店において、債務者に係る全支店の預金債権について一定の順序に従ってその合計額が定額になるまで検索するというものであり、名寄せのためのシステムから当然に検索され得るものではない上、本件仮差押債権には外貨建預金が含まれているが、預金保険制度においては外貨建預金

は保護の対象とはされていないなど、それぞれの対象となる預金の種類は異なるのであるから、預金保険制度の下で名寄せのための電子情報処理システムが整備されつつあるとしても、当然に本件仮差押債権の検索作業を短時間の内に完了させることが可能であると認めることは困難である。そうすると、上記名寄せのシステムによってもなお、本件申立てに係る仮差押命令の送達を受ければ、第三債務者である銀行は、本件仮差押債権の検索のために少なからざる労力等の負担を求められる上、その間に債務者からの払戻請求があればこれに應ぜざるを得ないという二重払の危険にもさらされることとなるといわざるを得ず、原告人主張のような銀行の社会的責任を考慮してもなお、第三債務者である銀行にこのような負担と危険を受忍すべきであるとは到底いい難い。本件仮差押債権の特定は不十分である。

・裁判例㉔：東京高決平成 17 年 9 月 7 日判時 1908 号 137 頁、判タ 1189 号 337 頁⁴⁹

〔事案〕 債権者 X は、債務者 Y に対する 231 万 4200 円の債権を被保全債権として、Y が Z 1 銀行、Z 2 信用金庫及び Z 3 銀行に対して有する預金債権につき、Z 1 銀行については埼玉県内の本店及び 36 支店に順序を付して被保全債権の内 31 万 4200 円に満つるまで、Z 2 信用金庫については青梅市の本店及び埼玉県内の 3 支店に順序を付して被保全債権の内 100 万円に満つるまで、Z 3 銀行については宇都宮市の本店及び埼玉県内の 3 支店に順序を付して被保全債権の内 100 万円に満つるまでとした上、それぞれ、Y が Z 1～Z 3 に対して有する預金債権につき、複数の種類の預金を掲げてこれに順位を付して仮差押申立てをした（限定的支店順位方式）ところ、原審は仮差押債権の特定が十分ではないから、本件仮差押命令申立ては不適法であるとして、これを却下した。そこで、X が即時抗告を行った。

〔判旨：抗告棄却〕 ①第三債務者である金融機関は、預金債権に対する仮差押命令の送達を受けたときは、速やかに当該命令において仮差押債権とされている預金債権の存否等を調査し、仮差押えの効力の及ぶ範囲を直ちに把握して、仮差押債権の支払を停止しなければならないこと、②

金融機関は、預金者との間で貸出取引や当座勘定取引などの取引をしているときには、仮差押債権となる預金債権の調査及び特定と併せて、貸付金と預金との相殺の可否や手形決済の可否などを短時間の内に判断しなければならない上、仮差押債権以外の預金債権について債務者からの払戻請求があればこれに応じなければならないこと、③金融機関の顧客管理が取扱本店及び支店単位で行われているときには、複数の取扱店舗の預金債権に対する仮差押えがされた場合、速やかに仮差押債権である預金債権の調査及び仮差押えの効力の及ぶ範囲を把握するために、これらの取扱店舗相互間における緊密な連絡と確認作業の必要が生じること、④仮差押命令が債務者に係る取扱店舗以外の本店又は支店に送達された場合は、取扱店舗を調査してこれに転送したり、送達を受けた本店又は支店から取扱店舗に対して仮差押命令の内容を電話及び F A X 等により連絡することにより、上記③の作業を経て支払禁止等の措置を講ずる必要が生じること、⑤金融機関は、日常的に大量の預金債権を取り扱っているところ、仮差押命令に表示された預金債権が複数の取扱店舗に複数の種類の異なる預金という形で存在するときは、速やかに仮差押債権である預金債権の調査及び仮差押えの効力及び範囲を把握しなければならないが、これは金融機関にとって極めて過大な負担となること、⑥本件仮差押債権のように限定的支店順位方式により定められた順序に従ってその合計額が一定額に満つるまでを検索するという作業を短時間の内に格別の負担を伴わずに完了することのできるシステムが、都市銀行などの金融機関において整備されている事実を認めることはできないし、また、名寄せ作業の結果から直ちにこのような検索をすることが可能となるわけでもないから、限定的支店順位方式による仮差押債権の表示は、第三債務者である金融機関に対し、仮差押債権となる預金債権の検索及び特定をさせることとなるものに等しいことを否定できないものであって、その事務量やその煩雑さ及び過誤なくその判断を正確に行わなければならないという点で、極めて過重な負担を負わせるものであることなどが明らかである。第三債務者である各金融機関の 4 ないし 37 の本店及び支店を列挙しこれに順序を付して仮差押債権を表示する限定的支店順位方

式による本件仮差押命令申立ては、その仮差押債権の表示を合理的に解釈したとしても、第三債務者である各金融機関に過度の負担を負わせるものであって、各金融機関において格別の負担を伴わずに調査することによって当該債権を他の債権と誤認混同することなく認識することが著しく困難というべきであるから、仮差押債権の種類及び額その他の債権を特定するに足る事項が明らかにされてはいないものといわざるを得ない。

・裁判例⑳：東京高決平成 18 年 4 月 27 日金法 1779 号 91 頁

〔事案〕 債権者 X は債務者 Y に対する不当利得返還請求権を訴求債権として、Y の第三債務者 Z 銀行に対する預金債権について、Z の 4 つの店舗を列挙して順位を付した上で、まずは店舗に付された順序に従い、同一の店舗に複数の預金が存在するときには、預金の種類等に付された順位に従って、順次債務者の第三債務者に対する預金債権を仮に差し押さえることを求める申立てをした（限定的支店順位方式）ところ、原審はこれを却下した。そこで、X は即時抗告を申し立てた。

〔決定要旨：抗告棄却〕 銀行の顧客管理が各店舗毎にある程度独立して行われていることに徴するならば、このような表示方法によっては、第三債務者において格別の負担及び危険を伴わずに仮差押債権を他の債権と誤認混同することなく認識し得るとは認められない。債権仮差押命令の効力が送達によって直ちに生じるのに対して、預金保険法に基づく資料の提出は遅滞なくすることが求められているにすぎないことを考慮すると、第三債務者が預金保険制度の要求するデータベース等を整備していることを前提としても、そのことは上記結論に直ちには影響しない。仮差押えの目的物として債務者にとってより損害が少ないものが存在する場合には、債務者にとってより損害が大きいものを目的物とする仮差押命令の申立ては、保全の必要性を欠き不適法となることがあるというべきであるものの、本件においては、先順位の支店の預金の仮差押えが債務者に与える損害が、後順位の支店の預金の仮差押えが債務者に与える損害よりも小さいことなど、先順位の支店の預金を後順位の支店の預金に先だって仮差押えの目的物とすべき事情については何らの疎明がない。

(3) 分析

①差押えの方式および具体的実施内容

これらの下級審裁判例の傾向について、いくつかの観点から分析を加えてみるに、第一に、包括的差押えの方式および具体的実施内容に関しては、債権執行における差押債権の特定を肯定した裁判例の内、限定的支店順位方式を採用のものとしては、裁判例①～④の4件があり、これに対して、全店一括順位付け方式を採用のものとしては、裁判例⑤～⑧の4件に、事案の詳細が不明な3つを加えた7件である。そして、限定的支店順位方式を採用の場合の支店数は、裁判例①では3店舗、②では15店舗、③では10店舗、④では12店舗である。

これに対して、債権執行における差押債権の特定を否定した裁判例の内、限定的支店順位方式を採用のものとしては、裁判例⑩、⑪、⑬、⑭、⑱の5件であり、これに対して、全店一括順位付け方式を採用のものとしては、⑨、⑫、⑮、⑯、⑰、⑲、⑳、㉑、㉒の9件である。そして、限定的支店順位方式を採用のもの内、支店数としては、裁判例⑩では7店舗、⑪では4つの法人第三債務者に対してそれぞれ、8店舗、13店舗、11店舗、及び7店舗、⑬では店舗数不明、⑭では2つの法人第三債務者に対して、それぞれ、32店舗、及び7店舗、⑱では17店舗である。

また、債権仮差押における差押債権の特定を肯定した裁判例の内、限定的支店順位方式を採用のものとしては、㉓～㉕の3つであり、これに対して、全店一括順位付け方式を採用のものは見当たらない。そして、限定的支店順位方式を採用のもの内、支店数としては、裁判例㉓では36店舗、㉔では3つの法人第三債務者に対してそれぞれ、14店舗、18店舗、及び15店舗、㉕は2つの法人第三債務者に対して、それぞれ、7店舗、及び4店舗である。

これに対して、債権仮差押における差押債権の特定を否定した裁判例の内、限定的支店順位方式を採用のものとしては、㉖、㉗の2つであり、これに対して、全店一括順位付け方式を採用のものとしては、㉘だけである。そして、限定的支店順位方式を採用のもの内、支店数としては、裁判例

㉗は3つの法人第三債務者に対してそれぞれ、37店舗、4店舗、及び4店舗、
㉘は4店舗である。

これらによれば、債権執行手続における限定的支店順位方式については、肯定例と否定例とがほぼ同数であるのに対して、全店一括順位方式では、単純な数では有意な差がみられないものの、高裁レベルの判断ということでみると、肯定例4件に対して否定例9件となっている。さらに限定的順位方式における店舗数については、肯定例では最大15店舗であるのに対して、否定例では複数の金融機関にわたるものがあり、最大32店舗に及んでいる。

また、債権仮差押手続における肯定例と否定例とは同数であるが、肯定例はすべて限定的支店順位方式である。そして、支店数については、あまり変わりはない。こうしたことから、対象店舗数が増えるほど、第三債務者である金融機関の負担が増大することから差押えに際しての特定が認められにくい傾向にあると言える。

②差し押さえ債権の特定に関する判断の主たる理由

第二に、特定に関する判断要素について分析する。まず、債権執行における差押債権の特定を肯定した裁判例はいずれも、突き詰めれば、複数店舗にわたる包括的差押えであっても、社会通念上合理的な負担と時間の範囲内での調査が可能であって、第三債務者に過度の負担をかけるものではないとするものであるが、その根拠として、(i)顧客管理システムの整備を理由とするものとして、裁判例③、④、⑤、⑥、⑦、⑧がある。また、(ii)店舗の数および位置関係を理由とするものとして、裁判例①、③、④、⑦があり、特に①は顧客管理状況について調査囑託を行った上で3店舗程度であればとの条件を付している。さらに、(iii)割り付けられた訴求債権の金額が比較的低額であることを理由とするものとして、裁判例③、④、⑤、⑦があり、金額は最大でも100万円である。その上、(iv)債務者名へのフリガナの付記、生年月日の付記など、債権者による債務者を特定する情報の提供を理由とするものとして、裁判例②、③、⑥がある。それから、(v)弁護士照会を行った結果を理由とするものとして、裁判例②、⑥、⑧があり、回答拒絶されたことを理由とするものとして、

裁判例⑥、⑦、⑧がある。その他、(vi) 第三債務者の二重払いの危険や債務不履行を問題視しないものとして、裁判例④、⑤、⑦がある。

これに対して、債権執行における差押債権の特定を否定した裁判例では、逆に、複数店舗にわたる包括的差押えは、社会通念上合理的な負担と時間の範囲内での調査が不可能であって、第三債務者に過度の負担をかけるものであるとするものであり、その根拠として、(i) 顧客管理システムが存在することは理由とならないことを根拠とするものとして裁判例⑩、⑪、⑫、⑬、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒があり、特に、外貨預金がシステムの対象外であることを挙げるものとして、裁判例⑪がある。また、(ii) 二重払いの危険や債務不履行に対する法的処理が不明確であること、ないしは救済されないものであることを理由とするものとして、裁判例⑨、⑫、⑬、⑭、⑮、⑱、㉑がある。さらに (iii) 一般的に金融機関の取り扱っている預金債権の数が膨大であること、および、預金債権差押えに伴う効果を理由とするものとして、裁判例⑨、⑩、⑪、⑭、⑰、㉑がある。その上、(iv) 支店ごとにある程度独立して預金管理が行われているという実体を理由とするものとして、裁判例⑨、⑩、⑱がある。それから、(v) 債務者の責任財産に対する調査を行わない債権者を優遇することになって不当であることを理由とするものとして、裁判例⑮、⑯、⑰があり、(vi) 弁護士照会に応じないことは、理由とならないとするものとして、裁判例⑲、㉑がある。その他、(vii) 財産開示制度が十分に整備されていないことは理由とならないとするものとして、裁判例⑯、⑰があり、(viii) 金融機関が差押えに対応したからといって、過度の負担ではないと言えないことを理由とするものとして、裁判例⑳がある。

つぎに、債権仮差押えにおける差押債権の特定を肯定した裁判例では、すべての裁判例が (i) 顧客管理システムの整備を根拠とする。また、(ii) 二重払いの危険や債務不履行責任の追及のおそれがあることは特定を否定する理由とならないとするものとして、裁判例㉒、㉓がある。さらに、(iii) 店舗の数および位置関係を理由とするものとして、裁判例㉒、㉓がある。その上、(iv) 割り付けられた訴求債権の金額が比較的低額である

ことを理由とするものとして、裁判例㉕がある。それから、(v) 保全の必要性に言及したものとして、裁判例㉖がある。その他、濫用的な意図がないことを理由とするものとして、裁判例㉗がある。

これに対して、債権仮差押えにおける差押債権の特定を否定した裁判例には、(i) すべての裁判例が、顧客管理システムの整備は理由とならないことを根拠とし、外貨預金がシステムの対象外であることを理由とするものとして、裁判例㉘がある。また、(ii) 支店ごとにある程度独立して預金管理が行われているという実体を理由とするものとして、裁判例㉙、㉚がある。さらに、(iii) 一般的に金融機関の取り扱っている預金債権の数が膨大であることを理由とするものとして、裁判例㉛、㉜がある。その上、(iv) 二重払いの危険や債務不履行に対する法的処理が不明確であること、ないしは救済されないものであることを理由とするものとして、裁判例㉝がある。それから、(v) 保全の必要性を欠くことを理由とするものとして、裁判例㉞がある。

これらに鑑みれば、債権執行手続において、差押債権の特定を肯定する要素としては、顧客管理システムが整備されていること、事案との関係で各店舗の位置関係が近いこと、請求金額が比較的低額であることに加え、債権者が弁護士照会や債務者情報の提供など調査のための努力を払っていることが挙げられる。これに対して、否定する要素としては、顧客管理システムによって複数店舗にわたる差押え債権の特定が容易にできるわけではないこと、二重払いの危険や債務不履行責任を追及されるおそれに加えて、預金債権の取引が膨大であること、預金管理が支店単位で行われていること、などが挙げられている。また、調査を怠った債権者と第三債務者のバランスをとることが必要であり、財産開示制度等の不備は理由にならないことなども指摘されている。さらに、債権仮差押手続との関係では、保全の必要性の意義について、肯定する裁判例と否定する裁判例とで異なる見解が述べられている。

こうした状況において、顧客管理システムの整備状況に対する評価がそれぞれの結論を導く大きな要素のように見えるものの、この要素を重視することは妥当ではないであろう。というのは、特定を肯定する裁判

例では、「推認する」、「解される」という言葉を使っているように、ややもすれば、「かくあるべきだ」との見地から評価が行われているのに対して、否定する裁判例は、システムの内容がわからない、システムの転用には機能的な限界がある、システムを利用してもさらに複数店舗間での緊密な連絡を必要とするなどと、一般的な利用方法を前提とした制約的な評価をしており、うがった見方をすれば、結論ありきの評価ともみることができ、この点はまさに水掛け論⁵⁰の状態にあるものと思われる。

この金融機関の顧客システムの実情については、過去、業界関係者によるアンケートが行われている⁵¹が、調査能力がないことを示そうとしたアンケート実施者の意図⁵²とは異なり、回答結果はまちまちであり、その結果、否定する裁判例、あるいは肯定する裁判例いずれにも、このアンケート結果を根拠とするものがある。また、技術の発展は日進月歩であることから、金融機関が公表していないけれども、アンケート当時と現在とではシステムの機能や運用に関する実情が異なっている可能性もある。さらには、顧客管理システムがこれ以上進化しないわけではなく、今後も発展する可能性がある。こうしたことから、この要素は、第三債務者の負担を考慮するうえで重要な問題ではあるものの、主たる要素として位置付けるべきではないものと思われる。

また、第三債務者の二重払いの危険や債務不履行責任を追及されるおそれについても、たとえば民法 478 条の適用の有無⁵³について、また、債務者に対する債務不履行責任の軽減の可能性について、異なる見解が肯定・否定それぞれの裁判例の根拠とされている。このように法的評価が大きく分かれている問題について、一方の見解を主たる判断要素として取り扱うべきではないものと思われる。

こうしたことから、特定の有無を判断する場合の主たる要素としては、差押債権を特定するための作業負担を第三債務者に課することができるか、仮にそれができたとしても、余りに過重な負担であるため、実質的には無理を通してることにならないか、を判断するのに直接的なものを考慮すべきであり、具体的には、取扱店舗の数、請求金額の多寡、金融取引の実情、特定作業を容易にするための債権者側の努力といったものを

考慮して検討すべきである⁵⁴。

なお、債権者の努力の内、いわゆる弁護士照会については、実施したものの第三債務者からの回答拒絶にあった場合をどう評価するか問題となり得る。回答拒絶がなされた場合、結果としては、差押債権の特定作業の負担軽減にほとんど寄与していないとも評価できるため、これ考慮するのは適切な回答がなされた場合に限るべきではないかとの考えもありえよう。しかしながら、そのように考えるならば、第三債務者が差押えに伴う負担を免れるために回答拒絶するという濫用の対応がなされる可能性もあり、妥当ではない。また、そもそも回答拒絶は、差押債権の特定に関する作業負担を軽減するための債権者の努力を無にしているものであり、それによって自ら重い負担を招いたものとみることができる。したがって、弁護士照会に対する回答拒絶がなされたことは、差押債権の特定を認める方向で働く要素として評価すべきであると解される。

2. 学説の状況

このように下級審での裁判例が大きく分かれていることと軌を一にしているわけではないであろうが、学説の状況も大きく分かれている⁵⁵。

こうした包括的差押えの可否については、A説：特定の1つの店舗での包括的差押えしか認めないとする見解がある⁵⁶。この見解は、金融機関における預金管理が、顧客管理システムの有無を問わず、基本的に支店単位で行われているという実情を主たる根拠とするものである⁵⁷。

また、B説：2つの店舗までは包括的差押えを認めるとする見解⁵⁸もある。この見解も、基本的にはA説と同じく取引が支店単位で行われている実情に即してこの問題を考えるべきとするものの、判事としての経験に基づき、2店舗まではかろうじて負担を許容してよいとするものである。

さらに、C説：限定的支店順位方式による包括的差押えを認めるとする見解⁵⁹もある。この見解は、民事執行制度の建前は執行債権者の権利実現にあるとし、その途を閉ざすべきではないとの考慮を前提として、債権者・債務者・第三債務者間での利益衡量を行い、複数店舗にわたる包括的差押えを肯定するものである。そして、許容される店舗数の範囲に

については、当日中等の相当期間に処理することが可能な範囲、すなわち、差押債権の特定にかかる時間を基準とするのではなく、預金債権が存在する可能性がある本支店を対象としているか否かを基準とするべきであるとす。つまり、債権者にも債権調査のための努力を求め、預金の存在する可能性のある店舗を絞り込んだ上での複数店舗にわたる差押えであれば許容するわけである。

加えて、D説：店舗の特定は不要とする、すなわち、全店一括順位付け方式をも認めるとする見解⁶⁰もある。この見解は、①債権の特定に最低限度必要な情報は事案によって異なるものであって、複数店舗にわたる包括的差し押さえだからといって直ちに否定すべきではないこと、②第三債務者の負担も、顧客システムの整備状況や申し立てられた店舗の数、位置関係などで異なるものであって事案によって異なることを考慮すれば、複数店舗にわたる差押えを一概に否定すべきではないこと、③複数店舗にわたる預金債権の包括的差押えと、特定の一店舗における複数種類の預金債権に対する包括的差押えが必ずしも違うものであるとはいえないこと、④調査のための努力をした債権者を保護すべきこと、⑤第三債務者の負う可能性のある法的リスクは、民法 478 条の類推適用などの既存の理論で対処可能であること、⑥強制執行手続による債権実現の途を閉ざさないことで、民事執行制度の実効性を確保すべきこと、などの要素を総合的に考慮した結果として、複数店舗にわたる包括的差押えを認めるものである。

ここで私見を述べると、D説が妥当であると考え。その根拠として、既述したように、差押債権を特定するための作業負担を第三債務者に課すことができるか、仮にそれができたとしても、余りに過重な負担であるため、実質的には無理を通してることにならないか、をこの問題に関する主要な要素として判断すべきところ、銀行等の金融機関における預金口座管理のあり方に鑑みれば、これを肯定すべきだからである。すなわち、金融機関が債権回収の手段として預金債権と貸付金とを相殺することが、一定の条件はあるものの広く認められており、差押え時に弁済期が到来していなくとも後に相殺適状に達しさえすれば、第三債務者は差

押え債権者に対して相殺をもって対抗することが認められている⁶¹。このことに鑑みれば、金融機関としては、差し押さえを受ける可能性のある預金債権を漫然と管理しておき、差押えがなされた後に、やおら債権の調査を行って相殺適状を判断した後に、相殺主張をするなどということはなく、むしろ、差押えのリスクの高い債権を予め特定しておき、相殺適状にあるか否かを継続的に監視し、一旦差押えがなされれば、直ちに相殺主張を行って債権を回収するという体勢を整えているはずである。

また、金融機能の再生に関する緊急措置に関する法律（平成10年10月16日法律第132号）や、預金等受け入れ金融機関に係る検査マニュアルとの関係で、金融機関は資産査定を義務付けられており、その資料として作成されるいわゆる自己査定資料では、金融検査マニュアルにしたがって、債務者区分を行ってその債権に対する資産査定を行うこととなっており、この点でも、金融機関における預金債権管理体制が整えられているものといえる。

さらに、犯罪の収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）の下では、本人確認記録や取引記録の作成が義務付けられ、また、疑わしい取引については監督官庁への届出が義務付けられていることや、犯罪利用預金口座等に係る被害回復分配金の支払い等に関する法律（平成19年法律第133号）の下では、振り込め詐欺に利用された預金口座について取引停止等の措置が行われることに鑑みれば、差押えリスクの有無に関わらず、現在の預金口座に対する管理は厳格かつ詳細にわたるものとなっていると思われる⁶²。

こうしたことから、膨大な金融取引は行われていても、すべてを全く同じに扱うものではなく、差押えのリスクのある債権についてはより厳しい管理が行われており、その特定を求めることは可能であり、かつ、当該金融機関にとって過酷な負担を求めるものであるとは思われない。

加えて、この場合に差押債権の特定がないことを理由として差押申立てを不適法却下することを認めることは、民事執行制度の実効性を損なうおそれがある。すなわち、執行を回避しようとする債務者は、複数の預金口座を保有することで、それに対する執行を困難ならしめ、いわば

事実上の差押禁止債権を作り上げてしまうことになってしまうのであり、複数の預金口座の保有が珍しくないこと、預金債権が責任財産の重要な一端を担っていることと相俟って、預金債権に対する債権執行手続の機能不全を将来しかねないのである⁶³。このことに鑑みれば、複数店舗にわたる包括的差押えにおける第三債務者に対する差押債権特定のためのある程度の作業負担は許容されるべきである。

このように解することは、債権者・債務者間の争いに巻き込まれた、一種の被害者的な立場にある第三債務者の利益ないし負担を全く考慮しないものであるとの批判がなされるかもしれない。しかしながら、民事執行手続における第三債務者の手続上の負担の軽減という理念は、従来、債権者保護に傾いていた民事執行制度に対する理解をバランスあるものとするために強調されたものであって、これを金科玉条とするべきではない。執行制度の実効性確保の要請との利益考量の中で検討されるべきであり、その文脈では、第三債務者の負担はやむを得ないものと解する。

こうした考察は、この問題に関して不服申立てがなされた裁判例のほとんどが、差押債権の特定を否定した裁判に対して、債権者側からなされたものであって、差押債権の特定を肯定し、差押えを命じたものに対しては、金融機関側から第三債務者の負担が過重であって差押債権の特定を欠くと解すべきである旨主張して執行抗告をした例は見当たらず、かえって、債権者による陳述催告（民事執行法 147 条 1 項）に応じて、差押えに係る預金の存否等を回答した例が見受けられるように、むしろ素直に従っている、という実情からも裏付けられる。

なお、立法論に踏み込むことになろうが、第三債務者による差押債権の識別に時間がかかり、その過程で、債務者からの預金の払い戻し請求に応じてしまった場合には、第三債務者の責任を問うのではなく、こうした緩やかな差押を許容された債権者が負うべきリスクとして、考えるべきであり、民法 478 条が適用されるような法改正を講じるべきである。また、払い戻しが遅れた場合の債務不履行責任についても、同様に責任を免除するような制度を設けるべきである⁶⁴。

3. 最判平成 23 年 10 月 26 日民集 65 卷 6 号 2710 頁⁶⁵

(1) 判旨

このように下級審裁判例および学説が百家争鳴の状況にある中で、全店一括順位付け方式による包括的差押えについては、最高裁が1つの指針を示した。本件は裁判例⑳の許可抗告審である。

〔法廷意見：抗告棄却〕

「…民事執行規則 133 条 2 項の求める差押債権の特定とは、債権差押命令の送達を受けた第三債務者において、直ちにとはいえないまでも、差押えの効力が上記送達の時点で生ずることにそぐわない事態とならない程度に速やかに、かつ、確実に、差し押さえられた債権を識別することができるものでなければならないと解するのが相当であり、この要請を満たさない債権差押命令の申立ては、差押債権の特定を欠き不適法というべきである。

…本件申立ては、大規模な金融機関である第三債務者らの全ての店舗を対象として順位付けをし、先順位の店舗の預貯金債権の額が差押債権額に満たないときは、順次予備的に後順位の店舗の預貯金債権を差押債権とする旨の差押えを求めるものであり、各第三債務者において、先順位の店舗の預貯金債権の全てについて、その存否及び先行の差押え又は仮差押えの有無、定期預金、普通預金等の種別、差押命令送達時点での残高等を調査して、差押えの効力が生ずる預貯金債権の総額を把握する作業が完了しない限り、後順位の店舗の預貯金債権に差押えの効力が生ずるか否かが判明しないのであるから、本件申立てにおける差押債権の表示は、送達を受けた第三債務者において上記の程度に速やかに確実に差し押えられた債権を識別することができるものであるということとはできない。そうすると、本件申立ては、差押債権の特定を欠き不適法というべきである。」

〔田原睦夫裁判官の補足意見〕

「…全店一括順位付け方式による申立ての可否は、第三債務者が金融機関の場合に限らず、第三債務者が全国あるいは一定の地域に多数の店舗展開をし、当該店舗毎あるいは一定数の店舗を束ねたブロック毎に仕入

代金の管理がなされている百貨店、流通業者、外食産業等の場合や、支店単位あるいはブロック単位毎に下請業者の管理を行っている全国規模のゼネコン、広い地域で事業を展開する土木建設業者等の場合にも問題となるのであって、それらの場合も視野に入れた上で、かかる方式による申立ての可否を検討する必要がある。

…裁判所は、差押命令の発令に際し、申立てにおいて指定された特定基準が上記の要件を満たしているか否かを判断するに当たって、…特段の事情がない限り、第三債務者の債務管理の単位を基準として差押債権の種類及び金額が特定されるべきであり、それを超えて、複数の債務管理の単位に係る債務者の第三債務者に対する債権につき、差押えの順位を付けてなされる債権差押命令の申立ては、かかる申立てに基づく債権差押命令が発令されても、第三債務者が差押債権の種類及び金額を速やかにかつ確実に識別することが困難であるというべく、したがって差押債権の特定を欠くものといわざるを得ない。

…現時点において C I F システムが全店一括順位付け方式による差押えに直ちに対応できる機能を有していることを示す資料は公表されておらず、また、預金保険制度の適用に対応する名寄せシステムは、その目的を異にするものであり、同システムをもって上記の方式による差押えに直ちに対応できるものではない。

…民法 478 条、481 条に関する議論は論者によって十分に詰められていないし、債権の流動化を含む経済取引の迅速化が求められている今日、債務者の第三債務者に対する債権につき、第三債務者が差し押さえられた債権を識別するまでの間、債務者への支払に応じてよいか否かが判然としない浮動的な状態が生ずることは、取引上重大な支障をもたらすことになりかねない。…また、差押債権に当座預金が含まれている場合には、差押債権の識別作業中、当該当座預金を支払口座とする手形、小切手の決済を如何にするかという信用秩序に影響を及ぼしかねない問題をも生じかねないのである。

…先行して複数件の全店一括順位付け方式の差押命令が発せられている場合には、それら複数件の差押えの対象債権の識別作業が完了するま

で、その後の差押えの効力如何が判明しないこととなり、債務者及び第三債務者のみならず、後れて差し押さえた差押債権者の地位を非常に不安定なものとすることになる。

また、全店一括順位付け方式を認めると、請求債権額が相当額に及ぶ場合には、債権者は一件の債権差押えの申立てをもって、債務者の第三債務者に対して有する債権を包括的に差し押さえる効果を得ることとなるが、かかる状態が生ずることは債権者間の公平の観点からは望ましい事柄ではないと考える。」

(2) 検討

①全店一括順位付け方式に対する評価

本件最高裁決定については、結論としてはやむを得ないものと思われるが、その評価についてはなお慎重な検討を必要とするものと思われる。

すなわち、複数店舗にわたる包括的差押えの許容性について、本件決定における法廷意見は、差押え債権について「直ちにはいえないまでも」「速やかに」特定することが必要であったとした上で、本件で求められた全店一括順位付け方式による差押えは、「先順位の店舗の預貯金債権の全てについて、その存否及び先行の差押え又は仮差押えの有無、定期預金、普通預金の種別、差押命令送達時点での残高等を調査して、差押えの効力が生ずる預貯金の総額を把握する作業が完了しない限り、後順位の店舗の預貯金債権に差押えの効力が生じるか否かが判明しない」ため、「速やか」にかつ「確実に」差押え債権の特定ができないものとしている。

このことから、最高裁は全店一括順位付け方式を全面的に不適法としたとみる向きもある⁶⁶。さらには、こうした見解からは、速やかにかつ確実に差押債権の特定をすることが困難であるとの事情は、限定的支店順位方式による場合にも妥当することから、この判例の射程が、複数店舗にわたる包括的差押えをも全面的に否定することに及ぶことを期待する向きもないではない⁶⁷。

しかしながら、本件における第三債務者は、わが国を代表するメガバンク3行に加えて、ゆうちょ銀行であって、申し立てられた差押えもこ

れら 4 者の全店舗・貯金センターを対象とする極めて網羅性の高く、かつ、差押債権の識別に多大な事務負担が予想されるケースであり、このことを看過すべきではない。この事案との関連において既述の決定要旨を理解するのであれば、単に全店一括順位付け方式だから不適法であると判断したというのではなく、大規模な金融機関の全ての本支店を対象としていることから、一見明白に、第三債務者に過重な負担を課すものであって、こうした差押えの申立ては、差押債権の特定を欠き、不適法であると判断したものと限定的にとらえるべきであると解する。よって、多数の支店を擁する大規模な金融機関でない場合については、本件判決の射程に含まれず、直ちに差押債権の特定を欠き不適法と判断されるものではないと解すべきである。

②限定的支店順位方式の可否

また、既述のように、本件決定は全店一括順位付け方式に関する事案に対するものであることから、たとえば、限定的支店順位方式による包括的差押えを求める債権差押命令については、なお、これを適法とする余地があるか否かが問題となることが指摘されている⁶⁸。この点につき、既述のように、本件決定の射程を広くとらえ、複数店舗にわたる包括的差押えは事実すべて不適法となり、従前どおり、個別の店舗の特定を求めるべきであるとする見解もないわけではない⁶⁹。

しかしながら、本件決定の基準に照らして考えるのであれば、「差押えの効力が上記送達の時点で生ずることにそぐわない事態とならない程度に速やかに、かつ、確実に、差し押さえられた債権を識別することができる」程度の包括的差押えであれば、適法であると解すべきであって、具体的には、支店の数、執行債権の金額等からして、格段の時間と特別の負担をかけない程度のものであり、これに加えて、債権者が弁護士照会等調査のために採りうる手段を採ったり、フリガナや生年月日等の債務者情報を提供したりするといった努力をした場合には、差押債権の特定を認めるべきである。そこで、限定的支店順位方式についても、本決定における判断を根拠として、これを排斥する理由はないというべきである。

③債権者による責任財産の調査の努力については言及されていないこと。

なお、本件決定では、第三債務者の負担軽減に向けた債権者の努力を考慮すべきかについて言及されていない。その理由として、全店一括順位付け方式自体が不適法であるから、そもそも債権者の努力の有無は問題ではないと考えることも可能ではあろう⁷⁰。しかしながら、この問題が下級審の裁判例において利益衡量の要素として挙げられ、差押債権の特定を肯定する裁判例、および否定する裁判例の双方から検討が加えられていることに鑑みれば、本決定がこの問題を度外視していると考えられるべきではないと解される。本件に関して言えば、事案から第三債務者の負担が加重であることがあまりにも明白であるため、その関係において利益衡量をしても結論に影響がないことから、あえて債権者側の利益に言及しなかったのではないかと解する。

したがって、本件決定は債権者が調査義務を尽くした、債権の識別に協力したといった事情が「特定」の有無の判断に不要であるとまでしたのではないと解すべきであり、利益衡量をする意味のある事案においては、可能な努力を払った債権者を保護するべく働く考慮要素として取り扱うべきである⁷¹。

なお、補足意見において、「第三債務者が金融機関の場合に限らず、第三債務者が全国あるいは一定の地域に多数の店舗展開をし、当該店舗毎あるいは一定数の店舗を束ねたブロック毎に仕入代金の管理がなされている百貨店、流通業者、外食産業等の場合や、支店単位あるいはブロック単位毎に下請業者の管理を行っている全国規模のゼネコン、広い地域で事業を展開する土木建設業者等の場合にも問題となる」旨述べられているが、妥当とは思われない。すなわち、たとえば、倒産処理に際しては一般企業と異なる特別の破たん処理手続が設けられ、経営不振の場合には公的資金が注入されるなど、金融機関は一般企業と大きな違いがあり、それ故に、一般企業と異なる考慮が求められる。したがって、差押えの特定に際して考慮されるべき負担も、一般企業と比較して、より重い負担を求められるべきであると解する。

4、新たな問題の発生

(1) 東京高決平成 23 年 10 月 26 日⁷²

最決平成 23 年 9 月 20 日の後、時をおかずして、新たな包括的差押えの方式を認めた裁判例が出たので、これについても検討しておく。

〔事案〕 抗告人債権者は、相手方 Y に対し債権者への金銭支払を命じた判決に基づく強制執行として、相手方が各第三債務者に対して有する預金債権の差押えを求める申立てをした。債権者は、差し押さえるべき債権について、各第三債務者の「複数の店舗に預金債権があるときは、預金債権額合計の最も大きな店舗の預金債権を対象とする。なお、預金債権額合計の最も大きな店舗が複数あるときは、その内支店番号の最も若い店舗の預金債権を対象とする。」と表示した上、当該店舗の預金債権については、先行の差押え又は仮差押えの有無、預金の種類等による順位付けをしている。

原審は、上記のような差押債権の表示では第三債務者に過度の負担が生じるので、差押債権の特定を欠き、本件申立ては不適法であるとして却下したため、債権者が執行抗告をした。

〔決定要旨：原裁判取消・抗告認容〕 「…本件申立ては、差押債権を「第三債務者の複数の店舗に預金債権があるときは、預金債権額合計の最も大きな店舗の預金債権を対象とする。なお、預金債権額合計の最も大きな店舗が複数あるときは、その内支店番号の最も若い店舗の預金債権を対象とする。」と表示したものであり…、大規模な金融機関である各第三債務者のすべての店舗を対象に含むものではあるが、預金債権額合計の最も大きな店舗…が決まりさえすれば、その後の処理は、第三債務者の複数の店舗の内の一つをその名称により個別具体的に特定して表示した場合…と同様になる。すなわち、預金額最大店舗指定方式における第三債務者とされた金融機関の負担は、支店名個別特定方式…による場合に比し、当該金融機関の店舗の中で預金債権額合計の最も大きな店舗を特定する作業…及び第三債務者の本店に送達された債権差押命令の写しを当該店舗にファクシミリ等により転送する作業が加わるだけであって、全店一括順位付け方式のように、先順位の店舗の預金債権のすべてについ

て、その存否及び先行の差押え又は仮差押えの有無、定期預金、普通預金等の種別、差押命令送達時点での残高等を調査して、差押えの効力が生じる預金債権の総額を把握する作業が完了しない限り、後順位の店舗の預金債権に差押えの効力が生じるか否かが判明せず、それまでの間第三債務者が不安定な状態に置かれることはない。

…預金額最大店舗指定方式は、全店一括順位付け方式による場合と比較すると、事柄の性質上、第三債務者の負担が格段に小さいものであることは明らかと解される。…預金額最大店舗指定方式は、「債権差押命令の送達を受けた第三債務者において、直ちにはいえないまでも、差押えの効力が上記送達の時点で生じることにそぐわない事態とならない程度に速やかに、かつ、確実に、差し押さえられた債権を識別することができるもの」と解するのが相当である。なお、第三債務者らにおいて、これができないというのであれば、本決定に対する抗告をし、上記の作業にどの程度の時間及び労力を要するかを具体的に主張立証することにより、本決定の取消しを求めることが可能である。

原告人が、本件申立てに先立ち、…弁護士法 23 条の 2 に基づく照会の手続を取ったこと、上記照会に対し、第三債務者…銀行は、本店営業部との取引はない旨及び本店営業部以外の取引については取引店を特定した上で改めて照会されたい旨回答したこと、第三債務者…銀行及び第三債務者…銀行は相手方の同意が確認できないことを理由に、第三債務者…銀行は守秘義務を理由に、いずれも上記照会事項への回答をしなかったこと、原告人は、…銀行及び…銀行に対しても上記と同様の照会手続を行ったところ、これら両行は、相手方名義の預金の取扱支店及び口座残高を回答したことが認められる。

上記事実関係によると、原告人は、相手方に対し法的に正当な権利を有し、民事訴訟を提起して勝訴判決を得ながら、その履行を受けられないため、相手方の預金債権の差押えを試みているのであり、しかも、弁護士法 23 条の 2 に基づく照会の手続を経たにもかかわらず、第三債務者らが、相手方の同意がないことなど正当と認め難い理由により、相手方名義の預金の有無及び取扱店舗等を開示しなかったことから、差押債権

を前記のように記載せざるを得ない状況にあるのである。そうすると、本件のような場合に、第三債務者らの負担が過重であることを理由に差押債権の特定を欠くとして債権差押命令の申立てを不適法とするとすれば、勝訴判決を得た債権者であっても、債務者の預金債権に対する強制執行を事実上断念させられる結果になり、ひいては民事執行の機能不全を招きかねないのであって、これが妥当性を欠くことは明らかと考えられる。」

(2) 検討

本件では、差押債権を「第三債務者の複数の店舗に預金債権があるときは、預金債権額合計の最も大きな店舗の預金債権を対象とする。」と表示したものであって、一店舗当たりの預金総額の大きさによって預金店舗を絞り込み、当該店舗における複数の預金口座に対して包括的な差押えをするという方式の許容性が問題とされた。すなわち、複数の預金取扱店舗にわたる個々の預金債権をすべて正確に把握した上で、申立てで指定された順序に従った場合、複数債権の各部分をつなぎ合わせて差押債権の特定を行うのではなく、顧客管理システムによって全店検索を行い、店舗を1つに絞って包括的差し押えをするというもので、預金最大店舗さえ明らかになれば、後は従来の実務で認められていた方法によるとするものである。

この方式についても、既述の最決平成 23 年 9 月 20 日によれば、速やかにかつ確実に差押債権の特定ができるかどうかの問題となるのであり、この点について、預金最大店舗の検索に時間がかかることなどを理由として不適法とすべきとする見解もある⁷³。また、預金額は検索をかけた時点でのものであって、実際に特定して支払停止をするまでの間に変動がある可能性があるため、そもそも預金最大店舗の特定が困難であることも指摘されている⁷⁴。

しかしながら、この方式は、全店一括順位付け方式や限定的支店順位付け方式に比べると、預金取扱店舗間での連絡を不要とする点で、むしろ負担は少ないものと思われる。すなわち、本店でのコンピューター等を利用した検索によって支店を1つに絞り込み、当該支店における債務者

の各種預金についての差し押さえを行えば足りるわけであり、この程度の負担は第三債務者に耐えがたい程のものではないものと解する。そして、そうした検索手段が利用できる状況にまったくなく、預金最大店舗の絞込みだけでも数日を要するといった場合にのみ、許容性を欠くものとすれば十分である。また、預金最大店舗の絞込みを行った後の預金額の変動というリスクについては、債権執行手続における債権者・債務者・第三債務者の適切な利害調整の観点からは、債権者が負うべきものであって、第三債務者に負担させるべきものではない。本来からいえば、債権者・債務者間の紛争に関わりのない者にそれなりに負担を伴う作業を要求し、ある時点における結果を得た以上、その後の事情変更といったリスクは債権者が負うべきであり、それを第三債務者に負担させるのは差し押さえの許容性を欠くものと解する。

したがって、預金最大店舗方式による預金債権に対する包括的差押えは、原則として、債権差し押さえとしての許容性を備えているものと解し、本件債権差押えに係る申立ては適法であると解する。

三、結びにかえて

以上により、複数店舗にわたる包括的差押えのうち、全店一括順位付け方式のような店舗を特定しない方式については、実際の第三債務者の負担、および、速やかな差し押さえの実現可能性を考慮した上で、原則として認めるべきであると解する。また、限定的支店順位付け方式や預金最大店舗方式についても、同様にこれを認めるべきであると解する。このような結論に対しては、金融実務に不案内な者が情緒的な暴論を述べたとの見方もなされるかもしれない。たしかに、第三債務者は過失なくして債権者・債務者間の紛争に巻き込まれた、いわば、被害者的存在であって、その負担を可能な限り小さくするべきであるとの観点からは、そのようにも言えるであろう。しかしながら、上述のような差押え方式を認めないことにより、執行手続の実効性を損なうことがあってはならない。複数の金融機関に、複数の口座に分けて預金をしておけば、強制執行を

逃れることができるというのであれば、金融制度が高度に発達した現代社会において重要度を増している金銭債権に対する強制執行に対する国民の信頼を失いかねない。金融機関の公共性を過度に強調するつもりはないが、金融手段の発達によって利益・利便を得ている以上は、それによって生じる、民事執行制度への協力という公的な負担もできる限り引き受けるべきである。そうした負担は、犯罪捜査への協力という負担にいささかも劣るものではないと思われる。

なお、解釈論としては可能という結論に達したが、だからといって、第三債務者の負担はこのままでよいというものではない。すなわち、債権者が債務者財産を探索することを容易にする制度を整備することで、なるべく広範な包括的差押えにならないですむようにするべきである⁷⁵。

【註】

- 1 これは、実務上、債権差押え命令申立書、当事者目録、請求債権目録、差押え債権目録を一体として債権差押え命令申立書とする扱いであるとされる。齊藤隆＝飯塚宏編著『民事執行』（青林書院、2009年）260頁〔鈴木謙也〕。
- 2 鈴木忠一・三ヶ月章『注解民事執行法（4）』（第一法規、1985年）384頁〔稲葉威雄〕、中野貞一郎『民事執行法増補新訂六版』（青林書院、2010年）663頁
- 3 佐藤歳二『実務・保全執行法講義〔債権法編〕』（民事法研究会、2006年）316頁、松本博之『民事執行保全法』（弘文堂、2011年）259頁。
- 4 前掲注2・384頁〔稲葉〕、中野貞一郎『判例問題研究強制執行法』（有斐閣、1975年）122頁以下。
- 5 中野前掲注2・669頁、松本前掲注3・259頁、福永有利『民事執行法民事保全法第2版』（有斐閣、2011年）182頁、佐藤前掲注3・316頁、斎藤＝飯塚編前掲注1・264頁、浦野雄幸編『基本法コンメンタール民事執行法〔第六版〕』（日本評論社、2009年）422頁〔白川和雄〕、香川保一監修・吉野衛・三宅弘人執筆代表『注釈民事執行法6』（きんざい、

- 1998年）58頁〔田中康久〕、深沢利一著（園部厚補訂）『民事執行の実務補訂版（中）』（新日本法規、2007年）478頁など。なお、大阪高決昭和30年5月19日高民集8巻4号320頁参照。
- 6 中野前掲注2・669頁、東京地方裁判所民事執行センター実務研究会編『民事執行の実務第3版債権執行編上』（きんざい、2012年）100頁など。
 - 7 香川前掲注5・60頁〔田中〕、東京地裁前掲注6・101頁など。
 - 8 最判昭和46年11月30日判時653号90頁。
 - 9 注解前掲注2・387頁〔稲葉〕、東京地裁前掲注5・108頁、福永前掲注5・182頁、佐藤前掲注3・316頁、基本法コンメンタール前掲注5・422頁〔白川〕など。
 - 10 深沢前掲注5・481頁。
 - 11 谷口安平『民事執行・民事保全・倒産処理（上）』（信山社、2000年）217頁。動産執行に際して預金証書を発見することができた場合などのほかは、企業であれば手形取引のある銀行や、債務者の生活関係と金融機関の店舗の位置等による推測に基づいて、差押命令の申立てをすることが多いとされる。注解前掲注2・387頁〔稲葉〕。
 - 12 実務上は、債務者の有する特定の債権1個だけを差押え対象とする、という事件の方がむしろ稀なほどであるとの指摘もある。大澤知子「複数債権の包括的差押えとその限界」判タ1233号105頁
 - 13 大阪地判昭和45年2月10日金法580号22頁など。
 - 14 東京地判昭和41年4月15日判タ191号177頁など。
 - 15 静岡地判昭和46年3月12日金法617号40頁など。
 - 16 こうした可能性をめぐる議論の紹介として、中野前掲注4・141頁以下参照。
 - 17 この表示は、具体的には、「A債権を差し押さえる。ただし、A債権のみでは金〇〇円に満たない場合は、A債権全部とB債権の内、金〇〇円からA債権の金額を控除した金額に相当する部部分を差し押さえる。ただし、A債権とB債権全部をもってしても金〇〇円に満たない場合は、A債権全部およびB債権各全部とC債権の内、金〇〇円からA債権及びB債権の金額を控除した金額に相当する部部分を差し押さえる。」とい

う差押えをしていることとなり、複数の債権について、各債権の存否や実額に関する条件が付された差押えといえることができる。大澤前掲注 12・106 頁。

- 18 蒲原範明「債権差押における預金債権の特定」藤田耕三・河村卓哉・林屋礼二編『民事執行法の基礎〔実用編〕』（青林書院、1983 年）178 頁。
- 19 蒲原前掲注 18・178 頁、後藤邦春「差押債権の特定」大石忠生・岡田潤・黒田直行編『裁判実務体系 7 民事執行訴訟法』（青林書院、1986 年）375 頁、清水明宏「差押命令における銀行預金の特定」東京地裁債権執行等手続研究会編『債権執行の諸問題』（判例タイムズ社、1993 年）61 頁、中野前掲注 4・143 頁以下、大澤前掲注 12・106 頁。
- 20 大澤前掲注 12・105 頁。
- 21 松本前掲注 3・259 頁以下、佐藤前掲注 3・320 頁以下、東京地裁前掲注 6・108 頁、深沢前掲注 5・485 頁、斎藤＝飯塚編前掲注 1・265 頁〔鈴木〕など参照。
- 22 中野前掲注 4・143 頁以下、大澤前掲注 12・107 頁。
- 23 大澤前掲注 12・107 頁。
- 24 預金の払戻しは本支店のいずれを問わず、全店舗で行われているものの、当該口座の管理は、原則としてそれを開設した取扱店舗ごとになされているとされる。松丸徹雄「銀行に対する差押えの範囲とその実務対応」銀法 717 号 15 頁、大澤前掲注 12・116 頁など。
- 25 大澤前掲注 12・110 頁。
- 26 東京地裁および大阪地裁においても、複数債権の包括的差押えに際しては、店舗の特定を必要とする運用を採用している。東京地方裁判所民事執行センター「債権差押命令において預金債権を差し押さえる場合の取扱店舗の特定」金法 1767 号 26 頁以下。
- 27 包括的差押え方法の分類については、松本前掲注 3・260 頁以下、滝澤孝臣「銀行の複数支店の預金債権に対する差押え命令の申立てと差押債権の特定」金法 1928 号 66 頁以下など。
- 28 滝澤前掲注 27・66 頁注 4、70 頁。
- 29 滝澤前掲注 27・67 頁注 9。

- 30 坂田宏「銀行の三支店に順序を付した上でなされた債権差押命令の申立ての特定（積極）」判時 1600 号 194 頁（判評 461 号 32 頁）、大澤前掲注 12・115 頁以下など。
- 31 上原敏夫『債権執行手続の研究』（有斐閣、1994 年）3 頁、中野前掲注 2・643 頁。
- 32 中野前掲注 2・668 頁注（3）。
- 33 大澤前掲注 12・116 頁
- 34 実務においては、複数店舗にわたる包括的差押えが特定を欠くものとして、当該差押命令申立てが適法か否かという視点でこの問題をとらえている。たとえば、東京高決平成 23 年 1 月 11 日金法 1918 号 109 頁、金商 1363 号 37 頁参照。
- 35 本件の評釈としては、高田昌宏「差し押さえるべき債権の特定」伊藤眞ほか編『民事執行法判例百選』（有斐閣）128 頁、坂田前掲注 30・191 頁、小沢征行「複数支店における債務者の預金債権に順序を付して差押命令をなすことを認めた決定」金法 1479 号 4 頁、吉田光碩「差押債権の特定性と実務対応」銀法 537 号 4 頁、戸田彰子「執行債権者が同一銀行の三支店における執行債務者の預金債権に順序を付して差押を申し立てた場合に差押債権が特定されているとされた事例」判タ 978 号 214 頁、大西武士「預金債権差押命令申立書における取扱店舗の列挙が許される場合」判タ 951 号 93 頁などがある。
- 36 本件の評釈としては、石川真紀子「同一銀行の本店及び複数の支店に順位を付した預金債権に対する差押の申立て（限定的支店順位方式）が差押えの特定に書けないとされた事例」別冊判タ 22 号 22 頁などがある。
- 37 本件の評釈としては、石川同上などがある。
- 38 本件の評釈としては、滝澤前掲注 27、岡本雅弘「複数店舗又は全支店間に順位を付した預金債権の差押命令の申立てにおける差押債権の特定」金法 1929 号 48 頁以下などがある。
- 39 濱田広道「支店番号により順位付けがなされた差押命令への対応」金法 1913 号 4 頁以下参照。
- 40 本件の評釈としては、高田前掲注 35・128 頁、住吉博「預金債権に対す

る差押命令の申立書において当該債権の取扱店舗を表示することを要するか」判時 1476 号 219 頁 (判評 420 号 49 頁)、鈴木正和「取扱店舗の特定を欠く銀行預金の差押え」判タ 822 号 60 頁以下、岡本岳「預金債権に対する差押え命令申立書につき、金融機関の取扱店舗を特定せず、「第三債務者方の複数の支店に債務者の預金が存するときは、第三債務者における支店番号の若い支店から順次充当し」とするのみでは、差押債権が特定されているとは言えない」判タ 852 号 248 頁以下、大西武士「取扱店舗を特定しないで預金債権を差し押さえることの可否」NBL 556 号 61 頁以下などがある。

- 41 本件の評釈としては、三上徹「取扱支店を特定しない差押命令」金法 1675 号 4 頁などがある。
- 42 本件の評釈としては、坂庭正将「限定的支店順位方式による預金債権(仮差押え)」判タ 1245 号 226 頁などがある。
- 43 本件の評釈としては、大澤知子「金融機関の支店等を列挙してこれに順序を付して差押債権を表示する限定的支店順位方式による差押預金債権差押命令申立ての可否」別冊判タ 22 号 216 頁などがある。
- 44 本件の評釈としては、浅生重機「全店一括順位付け方式による預金債権の差押えとその申立ての適法性の有無—支店を一つに特定せず全店一括順位付け方式により差押債権である預金債権を表示した差押命令申立てが差押え債権の特定を欠き不適法であるとされた事例」判時 2123 号 171 頁 (判評 633 号 25 頁) などがある。
- 45 浅生前掲注 44・181 頁注 (8) 参照。
- 46 本件の評釈としては、山谷耕平「同一県内の全店舗の預金を対象とする仮差押申立て」銀法 659 号 28 頁、中原利明「預金債権の仮差押えについて、預金取扱店舗として、同一銀行の本店および同一県内の 13 ないし 17 の支店に順位を付して表示する方式が仮差押債権の特定として十分か」金法 1780 号 48 頁などがある。
- 47 本件の評釈としては、坂庭前掲注 38 などがある。
- 48 本件の評釈としては、坂本寛「都市銀行の本支店全部の預金債権につき、取扱店舗を特定せずに定額に満つるまでとする債権仮差押命令申立て

が仮差押債権の特定に書けるとされた事例」判タ 1215 号 242 頁などがある。

- 49 本件の評釈としては、萩澤達彦「債権仮差押命令の申立てが仮差押債権の特定に欠けるものとして不適法とされた事例」私法判例リマックス 33 号 158 頁、村田典子「複数店舗に順位を付した預金債権仮差押申立て」ジュリ 1356 号 223 頁、坂本寛「各金融機関の 4 ないし 37 の本店及び支店を列挙し、順序を付して預金債権を表示する方式による仮差押命令申立てが仮差押債権の特定にかけるとされた事例」判タ 1215 号 242 頁などがある。
- 50 小林明彦「本来は第三債務者の免責要件と財産開示制度の拡充の問題」金法 1931 号 39 頁。
- 51 全銀協の行ったアンケート調査結果については、阿部耕一「取扱店舗を特定しない（または複数の支店を特定範囲とする）預金債権の差押えに対する金融実務の実状—全銀協アンケート調査結果の概要—」銀法 661 号 32 頁以下、同「取扱店舗を特定しない（または複数の支店を特定範囲とする）預金債権の差押えに対する金融実務の実状—全銀協アンケート調査結果をもとにして—」金法 1771 号 30 頁以下参照。なお、いわゆる名寄せシステムの現状について報告したものとして、小柳津一之「名寄せシステム上の問題点—実務の現場から—」銀法 732 号 32 頁以下。
- 52 三上徹「全店差押えと実務の実情」金法 1931 号 41 頁。
- 53 たとえば、大判大正 2 年 4 月 12 日民録 19 輯 224 頁や最判昭和 40 年 11 月 19 日民集 19 卷 8 号 1986 頁などは、民法 478 条類推適用に対して否定的である。これらに対して、星野栄一「判批」法協 83 卷 6 号 135 頁などは肯定的な立場を採る。なお、上原前掲注 31・5 頁。
- 54 笠井正俊「複数の店舗が取り扱う預金債権の差押命令申立ての適法性に関する最近の裁判例について」銀法 732 号 29 頁。
- 55 この問題を扱った文献の多くは、裁判例が分かれている状況を客観的に説明するにとどめるか、裁判例が挙示した利益衡量の要素を引用して、ケース・バイ・ケースの判断となることを述べるに止め、この問題は財産開示制度の改正等、立法措置によって解消すべきであるとするものが

多い。

- 56 新堂幸司「預金の差押えをめぐる諸問題」鈴木竹雄編『新銀行実務講座』(有斐閣、1967 年)299 頁、我妻栄編集代表『銀行取引判例百選 [新版]』(有斐閣、1972 年) 198 頁 [谷口安平]、吉原省三「銀行預金に対する差押え」鈴木忠一・三ヶ月章『新・実務民事訴訟講座 1 2 民事執行』(日本評論社、1984 年) 378 頁、385 頁、深沢前掲注 5・482 頁、上原前掲注 31・7 頁、萩澤前掲注 49・161 頁、大澤前掲注 12・116 頁、浅生前掲注 44・176 頁など。もっとも、新堂先生や谷口先生の御論考は、本稿で取り扱っている問題が顕在化する以前のものであり、今日の状況を前提にした場合であっても同じ結論を導かれるかについては明らかでない。
- 57 特に、浅生前掲注 44・175 頁以下は、金融機関に対して、言わば、支店をまたいだ形での取引上の意思決定を求めることが妥当であるかという視点からのみこの問題を考えるべきであるとし、第三債務者の負担の有無は一切顧慮しないとする徹底した立場をとる。
- 58 澤井種雄「預金の差押と債権の特定」金法 689 号 25 頁など。
- 59 坂田前掲注 30・195 頁など。
- 60 宮脇幸彦「仮差押え仮処分」『基本金融法務講座 4 卷 (回収 第 1)』(金融財政事情研究会、1960 年) 527 頁、清水前掲注 19・60 頁以下、住吉前掲注 40・221 頁、大西武士前掲注 35・95 頁、滝澤前掲注 27・75 頁、笠井前掲注 54・29 頁など。なお、高田前掲注 35・129 頁、松本前掲注 3・261 頁。もっとも、宮脇先生や清水先生の御論考は、本稿で取り扱っている問題が顕在化する以前のものであり、今日の状況を前提にした場合であっても同じ結論を導かれるかについては明らかでない。
- 61 たとえば、最判昭和 45 年 6 月 24 日民集 24 卷 6 号 587 頁。なお、この問題については、木内宣彦『金融法』(青林書院、1989 年) 303 頁以下。
- 62 この点に関する現状を説明するものとして、たとえば、渡邊雅之「改正犯罪収益移転防止法の政省令案の概要と金融機関の実務への影響」銀法 741 号 4 頁以下、小川幸三＝荒井隆男「預金契約からの暴力団排除手続の実際」銀法 750 号 36 頁以下など参照。
- 63 高田昌宏「差し押えるべき債権の特定」上原敏夫・長谷部由起子・山本

- 和彦『民事執行・保全判例百選[第二版]』（有斐閣、2012年）103頁
- 64 上原前掲注31・15頁の注（11）で述べられているように、1989年改正アメリカ商事統一法典4A・502条bはひとつの参考例となろう。
- 65 本件の評釈としては、小原正照「全店一括順位付け方式による預金債権差押命令の申立てと差押債権の特定」平成23年重判解137頁以下、高田前掲注63・102頁以下、浅井弘章「金融機関の全ての店舗を対象にして店舗に順位を付する方法による預金債権差押命令の申立ての適法性（消極）」銀法737号60頁、古賀政治「最三決平成23・9・20が示した差押債権の特定の意義」金判1378号1頁、堀口久「本最高裁決定の概要と解説」銀法738号5頁以下、吉田純平「預金債権に対する差押えにおける被差押債権の特定」駒澤法学11巻4号95頁以下、池田曜生「預金債権の差押えの特定—最高裁平成23年9月20日決定の検討—」銀法745号18頁以下など。
- 66 たとえば、浅井同上、中原利明「銀行の実務処理に理解を示してくれた決定」銀法738号9頁、松田克之「大阪地方裁判所第14民事部（執行部）における支店番号順位方式による預貯金債権差押命令申立ての取扱いについて」銀法738号15頁など
- 67 岡本雅弘「最高裁決定と残された問題」金法1931号45頁など参照。また、裁判長を務められた田原裁判官の補足意見では、第三債務者の債権管理の単位を基準とするべきであるとしているので、それを前提とするのであれば、複数店舗にわたる包括的差押えは一切許されないことになるかもしれない。
- 68 こうした指摘をするものとして、堀口前掲注65・7頁、三上前掲注52・40頁、岡本同上、下村眞美「民事執行関係重要判例の回顧」新民事執行実務10号156頁、吉田前掲注65・107頁、池田前掲注65・22頁など。
- 69 前掲注66参照。
- 70 堀口前掲注65・8頁。
- 71 堀口同上、高田前掲注65・103頁参照。
- 72 判時2130号4頁、金商1380号52頁、金法1933号9頁。
- 73 中原前掲注66・9頁、下村前掲注68・157頁。

74 中原同上。

75 小林前掲注 50・39 頁、古賀前掲注 65・1 頁、高田前掲注 65・103 頁、
下村前掲注 68・157 頁、吉田前掲注 65・108 頁など。

(しみず・ひろし 桐蔭横浜大学大学院法務研究科教授)